

第二十九回国会
衆議院

大蔵委員会外務委員会
農林水産委員会商工委員会

連合審査会議録 第一号

昭和三十三年六月二十六日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員
大蔵委員会

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事夏堀源三郎君

理事福田 一君 理事坊 秀男君

理事石野 久男君 理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君

荒太萬壽夫君 内田 常雄君

鴨田 宗一君 小山 長規君

田中 角榮君 西村 英一君

福永 一臣君 古川 文吉君

細田 義安君 毛利 松平君

山下 春江君 春日 一幸君

久保田鶴松君 田万 廣文君

竹谷源太郎君 廣瀬 勝邦君

松尾トシ子君 山花 秀雄君

山本 幸一君 横路 節雄君

横山 利秋君

外務委員会

委員長 櫻内 義雄君

理事岩本 信行君 理事宇都宮徳馬君

理事床次 徳二君 理事山村新治郎君

理事岡田 春夫君 理事松本 七郎君

北澤 直吉君 千葉 三郎君

中曾根康弘君 福田 篤泰君

松田竹千代君 大西 正道君

田中 稔男君 森島 守人君

農林水産委員会

委員長 松浦周太郎君

理事助川 良平君 理事丹羽 兵助君

理事本名 武君 理事赤路 友蔵君

理事石田 有全君

赤澤 正道君 秋山 利恭君

五十嵐吉蔵君 永田 亮一君

商工委員会

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小平 久雄君 理事中垣 國男君

理事中村 幸八君 理事加藤 謙造君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

新井 京太君 岡部 得三君

岡本 茂君 奥村又十郎君

加藤 高蔵君 川野 芳満君

木倉和一郎君 關谷 勝利君

田中 榮一君 高橋 等君

中井 一夫君 濱田 正信君

渡邊 本治君 板川 正吾君

今村 等君 内海 清君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

堂森 芳夫君 中嶋 英夫君

水合長三郎君

出席閣務大臣

外務大臣 藤山愛一郎君

大蔵大臣 佐藤 榮作君

出席府務委員

外務事務官 板垣 修君

外務事務官 (アジア局長) 牛場 信彦君

外務事務官 (経済局長) 高橋 通敏君

外務事務官 (条約局長) 石原 周夫君

大蔵事務官 (主計局長) 正示啓次郎君

大蔵事務官 (理財局長) 石田 正君

大蔵事務官 (銀行局長) 酒井 俊彦君

大蔵事務官 (為替局長) 酒井 俊彦君

委員外の出席者

農林事務官 (農地局長) 安田善一郎君

労働事務官 (労務局長) 龜井 光君

大蔵事務官 (主計局法規課長) 小泉 孝次君

通商産業事務官 (通商局振興課長) 日高準之助君

外務委員会専門員 佐藤 敏人君

大蔵委員会専門員 椎木 文也君

農林水産委員会専門員 岩隈 博君

商工委員会専門員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣提出第一号)
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

〔早川大蔵委員長委員長席に着く〕
○早川委員長 これより大蔵委員会、外務委員会、農林水産委員会、商工委員会連合審査会を開会いたします。

私が議案の付託を受けました委員会の委員長でありますので、連合審査会の委員長の職務を行いますから、御了承下さい。

なお、本日の連合審査会の議事につきましては、各委員長と御協議いたしました結果、まず、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案に対する質疑をし、次いで、外国為替資金特別会計法の一部を改正

する法律案に対する質疑を行うことにいたします。
また、本連合審査会は、大体午前中に終了したいと存じますので、御協力を願います。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律
第一章 総則

第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。

第二章 経済基盤強化資金
(資金の設置)
第二条 将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」といふ。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)
第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金への繰入)
第四条 政府は、昭和三十三年度に於いて、一般会計から、二百二十一億三千万円を限り、資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)
第五条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)
第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に繰入するものとする。
(資金の使用)
第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。
(資金の経理)
第八条 資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)
第九条 大蔵大臣は、資金の毎会計年度末における増減及び毎会計年度末における現在の額を計算書を作成し、翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

第三章 公庫等の基金

(政府の出資)

第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人以下「公庫等」といふ。に對し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

一 農林漁業金融公庫

六十五億円

二 中小企業信用保険公庫

六十五億円

三 日本輸出入銀行

五十億円

四 日本貿易振興会

二十億円

五 日本労働協会

十五億円

(基金)

第十一条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならない。

一 農林漁業金融公庫に於ては

は、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に對して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて

得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金

二 中小企業信用保険公庫に於ては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金

三 日本輸出入銀行に於ては、東南アジア開発協力のための国際的機構に對する出資及び当該機構が設置されるまでの間に於いて、將來当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金

四 日本貿易振興会に於ては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

五 日本労働協会に於ては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

2 農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)

第十二条 公庫等は、前条第一項の基金(日本輸出入銀行に於ては、東南アジア開発協力基金の勘定)に属する現金については、そ

れぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合に於て、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

一 農林漁業金融公庫に於ては、第十条第一号の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額(同条第二項の規定により使用した金額)があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額

二 中小企業信用保険公庫に於ては、第十条第二号の規定による出資の額に相当する金額(第十五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合には、保険準備基金からその取りくずした金額(同条第二項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額)を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額)

三 日本輸出入銀行に於ては、第十条第三号の規定による出資の額に相当する金額と第十四条第一項に規定する積立金の額との合計額(第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)

四 日本貿易振興会又は日本労働協会に於ては、第十条第四号又は第十五号の規定による出資の額に相当する金額
主務大臣は、前項の承認をしよ

うとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金(第十四条第一項に規定する積立金を含む)に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に關する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

(基金の剰余金等の処理)

第十三条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合

においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第十四条 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第三十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3 第一項の積立金は、前項本文の規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。

(基金の取りくずしの制限等)

第十五条 公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林漁業金融公庫が第十三条第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき。

—
—
—

進性を持つておるものでありまして、他の鉱工業がほとんど近代化され、近代科学の基礎の上に立つてオートメーション化が行われ、産業合理化が行われて参ります中に、農業というものは、依然として腰をまげて田植をし、除草をやらなければならぬ。今日、やや機械化が行われたといわれておりますけれども、それは単に耕耘と脱穀調製ぐらいの程度でございまして、その他は数千年来行なってきたまの作業を続けなければならぬという状態に置かれておるのであります。それがために、人口では四割二分以上の農業人口であるにもかかわらず、その所得はわずかに一九％強というような、低い生産のもとに置かれておるのであります。こういう状態のもとにおいて、年々の農林予算に対する大蔵省並びに大蔵大臣の考え方というものは、きわめて農民にとって冷たい態度で予算編成に臨んでおられるのであります。こういうような基本的な考え方が間違っておりまして、なかなか日本の農業というものは立ち直って参りません。過去三年間、未曾有の大豊作が続いておりながら、農家経済は赤字の連続で、農家の負債がだんだんと多くなつて参つておるのであります。こういう劣勢産業に対しては、各国とも相当手厚い保護政策をとつておるのであるが、わが国においてももちろん保護政策はとられて参つておりますけれども、ここ数年前から、だんだんと補助助成を融資に切りかえるという方向を打ち出して参つておるのであります。佐藤大蔵大臣は、就任まだ日も浅いことでありますけれども、日本の農業を自己体に対する考え方、同時に、それに対

する保護政策、補助助成に対する考え方が、やはり従来通りの、大蔵省官僚の考へておるような考え方のもとに臨もうとされるのか、あるいは、この後進性を持つておる劣勢産業である農業に対しては、国家的な見地から積極的な保護政策を打ち出そうとされるのか、この基本的な考えをまず承わりたいと思ふのであります。

○佐藤大蔵大臣 たいはいいろいろお尋ねがございました。私も、農業の置かれてゐる地位——今、後進性という表現をされましたが、少くとも近代的でない、非常におくれておる点については、同じ見方をいたしております。しかも、それが、なかなか自力でみずからの道を開拓することが困難な状況に置かれておることも、よくわかつております。私は今回初めて大蔵省を担当いたしますが、党にある場合には、特に御指摘になりましたような点に留意いたしたつもりであります。三十三年度予算が、初めて農林予算において一千八億——千億台以上の予算を計上することができた。これらの点は、ただいま御指摘になつたような後進性に対しての対策の表われにはかならないのであります。いろいろあるだろうと思ひますが、一応この程度で……

増額にはなかなか応じられない、というこを言つておるのであります。わが国における農産物の輸入は実に膨大なものでありまして、むしろ、私どもは、少くとも農産物に関する限り、これは国内の自給態勢を確立して、できる限り国内で自給自足ををはかるという態勢をとらなければならぬと思ふのであります。どうもこれは、産業資本の中にもそういう意見があるようでありまして、貿易を盛んにするには、どうしても今のところ東南アジアにでも輸出する以外にない。東南アジアへ輸出をしても、向うから輸入すべきものがあまりない。米でも持つてくるほかない。こういうようなことで、必要以上には外米の輸入をはかつておるようでありまして、これは、私は、本末転倒もはなはだしきものであつて、特に外資との関係等を考えました場合に、むしろ食糧の自給態勢をはかつて、砂糖等についても、積極的なややり国内の生産態勢を確立するということが、国策としても正しい方針ではないかと思ふのであります。この点に対する大臣の所見を伺いたしたいと思います。

○石田(青)委員 その次に伺いたいことは、本年度の予算編成に當つて、当時の大蔵大臣——一萬田さんでありましたが、農林予算の増額の要求に対して、こういうことを言つておる。わが国の工業製品輸出のために、特に東南アジア貿易のために、外米の輸入が国策として必要なものであるが、国内の米麦の増産はこれに逆行するものであるので、農林予算、特に土地改良費の

この土地改良事業についての積極的な政策、これはもちろん続けていかねればならないと思ひます。私も、石田さんのところなど参りまして、非常にうらやましく考へております。

○石田(青)委員 そこで国内の農産物の自給態勢という基本的な考え方について、日本の農業の近代化をはかり、土地利用の高度化をはかる上に、その生産基盤であるところの農地の開墾、開発、土地改良、こういうものについては、これはもう農業政策以前のもので、こういうことがよくいわれておるわけでありまして、全くその通りであります。機械を使うにも、あるいは新しい経営方針をとらうとするにも、土地改良自体の進行しないことにはその政策が行えないのであります。その政策以前ともいわれるところの土地改良といふものに對し、どうも政府は熱意を持つておられない。これは特に私は大蔵官僚のこれに対する認識不足、それと無理解なことが大きな原因の一つに数えられなければならないと思ふのであります。すなわち、戦後土地改良事業に対しては一千億近く資金が投ぜられておるにもかかわらず、昨年度までの進捗状況を見ると、国営では二八％、県営では三七％、団体営では三二％にすぎない。この事業が完成するまでには、それぞれ十一年、八年、十七年とかかるという実情にあります。たとへば岩手県の豊沢川地区では、ダムはほとんど完成したが、幹線水路ができない。今まで十六億六千万円も投じたにもかかわらず、ほとんどそれが空転して用をなしておられない。いつ完成するか見通しも立たない。またよく例に引かれるところの千葉県の

面給用水の土地改良事業のごときは、利根川の水を揚げて、九十九里浜沿岸水田約二万町歩の旱害を防止するといふので、昭和十八年から着手されておる。三十二年で、まだ国営が六五％、県営が一八％、団体営が四八％という状態で、御承知のようにこれは旱害の中から、この災害は天災でなく人災だといわれておるのも理由があることなのであります。こんな例は全国至るところに山積してあります。あと十五年も十七年もかかなければ完成しない。全くいつ完成するか見通しも立たない。これが日本の土地改良事業の実態であります。政府は、なぜこのやうな関係農民を塗炭の苦しみ追いやって、これを顧みずに、わずか六十五億ぐらいの資金をたな上げして、その利子三億九千万円程度の利子補給をやつて、これで日本の土地改良を推進するんだなどといふ言へるのか、私は理解に苦しむのであります。少くとも十年も十五年以上もいたずらに資金を投入して何ら経済効果の見るべきものがない、しかも農民負担が重くして今後の継続も困難であるというやうな事業が全国至るところにあるのであつて、この六十五億というものがそやういふ跡始末に使われるということならば、これは私は受け取れる。しかるに、六十五億をたな上げして、わずか四億足らずの利子で一分五厘の利子補給をやつて、これで日本の土地改良事業が大いに進捗するといふ考へでしやう。そこに問題がある。今、大蔵大臣は、生産基盤の強化拡充のために、農産物の自給態勢の確立のために、大いにやらなければならないといふ御答弁で

○佐藤大蔵大臣 食糧の自給度を高めるといふことは、もちろん私もその一貫した基本的方針でございます。外米輸入、これはただいま国内自給度を高めるといふその基本的な線に私は私どもは抵抗しておると思ひます。ただいまお話のありました土地改良事業、これはなほ石田さんのところなど非常によくできておる。私は非常にうらやましく思つておる。これはやはり耕地面積の狭小あるいは非常に広いところでいろいろまちまちだと思ひますが、

面給用水の土地改良事業のごときは、利根川の水を揚げて、九十九里浜沿岸水田約二万町歩の旱害を防止するといふので、昭和十八年から着手されておる。三十二年で、まだ国営が六五％、県営が一八％、団体営が四八％という状態で、御承知のようにこれは旱害の中から、この災害は天災でなく人災だといわれておるのも理由があることなのであります。こんな例は全国至るところに山積してあります。あと十五年も十七年もかかなければ完成しない。全くいつ完成するか見通しも立たない。これが日本の土地改良事業の実態であります。政府は、なぜこのやうな関係農民を塗炭の苦しみ追いやって、これを顧みずに、わずか六十五億ぐらいの資金をたな上げして、その利子三億九千万円程度の利子補給をやつて、これで日本の土地改良を推進するんだなどといふ言へるのか、私は理解に苦しむのであります。少くとも十年も十五年以上もいたずらに資金を投入して何ら経済効果の見るべきものがない、しかも農民負担が重くして今後の継続も困難であるというやうな事業が全国至るところにあるのであつて、この六十五億というものがそやういふ跡始末に使われるということならば、これは私は受け取れる。しかるに、六十五億をたな上げして、わずか四億足らずの利子で一分五厘の利子補給をやつて、これで日本の土地改良事業が大いに進捗するといふ考へでしやう。そこに問題がある。今、大蔵大臣は、生産基盤の強化拡充のために、農産物の自給態勢の確立のために、大いにやらなければならないといふ御答弁で

○佐藤大蔵大臣 食糧の自給度を高めるといふことは、もちろん私もその一貫した基本的方針でございます。外米輸入、これはただいま国内自給度を高めるといふその基本的な線に私は私どもは抵抗しておると思ひます。ただいまお話のありました土地改良事業、これはなほ石田さんのところなど非常によくできておる。私は非常にうらやましく思つておる。これはやはり耕地面積の狭小あるいは非常に広いところでいろいろまちまちだと思ひますが、

面給用水の土地改良事業のごときは、利根川の水を揚げて、九十九里浜沿岸水田約二万町歩の旱害を防止するといふので、昭和十八年から着手されておる。三十二年で、まだ国営が六五％、県営が一八％、団体営が四八％という状態で、御承知のようにこれは旱害の中から、この災害は天災でなく人災だといわれておるのも理由があることなのであります。こんな例は全国至るところに山積してあります。あと十五年も十七年もかかなければ完成しない。全くいつ完成するか見通しも立たない。これが日本の土地改良事業の実態であります。政府は、なぜこのやうな関係農民を塗炭の苦しみ追いやって、これを顧みずに、わずか六十五億ぐらいの資金をたな上げして、その利子三億九千万円程度の利子補給をやつて、これで日本の土地改良を推進するんだなどといふ言へるのか、私は理解に苦しむのであります。少くとも十年も十五年以上もいたずらに資金を投入して何ら経済効果の見るべきものがない、しかも農民負担が重くして今後の継続も困難であるというやうな事業が全国至るところにあるのであつて、この六十五億というものがそやういふ跡始末に使われるということならば、これは私は受け取れる。しかるに、六十五億をたな上げして、わずか四億足らずの利子で一分五厘の利子補給をやつて、これで日本の土地改良事業が大いに進捗するといふ考へでしやう。そこに問題がある。今、大蔵大臣は、生産基盤の強化拡充のために、農産物の自給態勢の確立のために、大いにやらなければならないといふ御答弁で

あったのでありますが、その答弁とは
はなはだしくうらはらのものがここに
現われて参つておるのではないかと
思ふのでありますが、その考え方につ
いて一つ伺いたいと思ふのであります。

○佐藤國務大臣 土地改良につきま
しては、昨年特に特別会計を設置して工
事のおくれをおさるのを取り返そうと
皆さん方の御協賛を経て特別会計制度
が生まれておる。おそろく今後は工事
期間も短縮されるだらうと思ひます。

努めてそういう方向に向ふなければな
らないと思ひます。今回皆さん方の御協
賛を経ようとお願ひしておりますもの
は、補助の対象にならない農地の改良
造成事業に対する融資の利子補給と申
しますか、そういう方の資金でありま
す。この点は、先ほど来お話がござい
ましたが、大きな土地改良また小さな
土地改良、あわせて一貫したと申しま
すか、土地改良に対する政府の意のあ
るところが、こういうことに具体化さ
れつつあるのであります。

○石田(青)委員 昨年立法化されまし
た土地改良特別会計法は、なるほど従
来非常に長引いたものを七年程度で完
成するという目途のもとに工事を進め
る、こういう点でいかにも促進するの
のごとく聞えるのでありますけれども

も、今後、従来のような大蔵省の態度
と方針のもとに予算の編成が行われる
ことになりますと、予算の制約を受け
ることになって、法律上に義務づけら
れないところの土地改良特別会計とい
うようなものは、これは予算の制約を
受けて、この予定通りにいくかいか
ないか、実はわれわれは従来の態度から
信用できない。ことに国庫負担は従来
の六〇％に減らしておる。これは農民

にとつては大きな負担の増加になるの
であります。ことにまた、国営につ
いては土地改良特別会計でいく。非補助
の分については利子補給でやるので
あって、それで国営、県営、団体営等
が関連して進めるようにという大臣の
お考えのようでありまされども、こ
の点について、あとで農林省の関係か
ら詳しいことは伺いたいと思ふのであ
りますが、必ずしも大蔵大臣のお考え
になつておるように進むものとはわれ

われは考えておらないのであつて、や
はり六十五億の新たな上げをする金
が、ありますならば、それを今後は七
年くらいで完成させるということであ
るならば、今までの問題を、何十億も
入して幹線水路はできたが、支線がで
きない、ダムはできたが幹線水路さ
えない、こういうことで、資金は投
入しながら、その資金が死んでおる。
こういうような面を十分生かすために
この金を使うというのが、私は本来の
筋ではないかと思ふのであります。大
臣どうです。これは一つたな上げ資
金をそういう方面に充たさせるよう
に、これからでも考え直される御意
があるかどうか。

○佐藤國務大臣 このたび御審議をい
ただいております基金並びに資金を設
定いたします四百三十六億三千万円、
この予算の使い方の問題だと思ひます
が、当時三十三年度予算を作ります際
に、当面しておる経済並びに三十三
年、進行するであろうと考えるそれ
に、三十三年度予算を組み、同時に
四百三十六億三千万円はこれを予算
化しないことが、経済の健全なま
たな発展を期する上に望ましいとい
う一貫した考え方、今日御審議をいた

だいておる法律案を提案いたしてお
るのであります。そこで、問題は、三十
三年度予算編成の際ならわかるが、も
うすでに相当期間が経過して一般経済
情勢も變つてきています。そこで積極
財政政策をとるべきじゃないか、基金
あるいは資金制度、こういう制度をと
らない方がよいのではないかと、こ
ういふ御意見であるやに拝聴いたしま
すが、私どもは、今日の経済の状況に
対しては、積極的な財政政策をとること
は時期的にまだ早い。今公定歩合の引
き下げをしたばかりでございます。の
を見きわめた上で、しかる後に必要
あるならば考えて参りたいと思ひま
す。しかし、その場合におきまして
も、基金の方に触れる考え方は、まだ
ただいまのところもろろございませ
ん。今御審議をいたしております資
金、いわゆる二百二十一億三千万円
のもののついていろいろの御議論があ
るやに伺つておるのであります。農
林関係の予算について特に意を注
ぐこととございしますが、これらの点
は、三十四年度予算編成の際には、皆
様の御意見も十分今日教えていた
きまして、私もよりつばな予算を作
りたい、かように考えております。

○石田(青)委員 予算編成時ならいざ
知らず、今となつて、これを取りく
ずして直ちに使えるような予算化を
することは困難だといふお説でありま
すが、私はもしそういう事情がありま
すならば、これをずっと半永久的に基
金にして、その利子だけで小団地の土
地改良を進めるといふようなことな
す。また、なるほど、表向きでは、

さつき大蔵大臣は、農林予算は一千八
億になつたのだからとおっしゃるけれ
ども、その中で六十五億といふものは
全くたな上げで、使える金といふもの
は三億九千万程度しかないものであ
つて、これでは一千八億の予算が泣き
すよ。

それから、後段の答弁の中にあつ
た、来年からの農林予算については大
いに熱意を示すという言葉でござい
ますが、これは実は年々歳々行われる予
算編成時における争奪戦と申します
が、それが行われるわけでありま
すが、だんだんと農林予算といふも
のを減らす方向に実は大蔵省の方では
考えておるのです。たとえば米価など
にいたしまして、やはりだんだん安
くして切りくずしていき、こういう
ことが現われております。土地改
良や開墾開発事業といふようなもの
についての予算のことも、全く顧み
られないと言つても過言ではないので
す。近代的な農業政策を行うには、ま
ずその基礎を確立して、そのあとは適
当な保護政策でもいいかもしれないけ
れども、開墾開発や土地改良事業な
どといふものは農民の自力でやれるこ
とではないのであります。やはりこれ
は、国策として、国が中心になつて、
相当に本腰を入れてやらなければで
きない話なのであります。これは一
つ来年——来年のことを言つて鬼が笑
うといふまでもなく、来年のことにつ
いては、主計局長あたりよく聞いて
おいていただきたい。単なる末梢的
な補助金とか助成金といふことなら
は、私は実はその力を入れてこんなこ
とは言わない。少くともその生産基盤であ
る農地の問題については、ここらあた

りてふん切りをつけて、一つりつばな
土地改良をやつて——機械化をやるに
も、あるいは集約化をやるにも、やり
いいところの基礎を作つてやるとい
うことが、私は政府の責任だと思ふ。
かつては自民党の諸君すらも土地改良
費の全額国庫負担を主張されておつた
のであります。いつの間にかやらの
土地改良費の全額国庫負担のローガ
ンははずされたやうでありますけれど
も、これはやはり、そういう基本的な
考え方によつて、開墾開発と土地改良
についてだけは本腰を入れて一つや
つていただきたい、こう思ふのであり
ますが、その心がまえで来年度の予算も
一つお作りをお願いしたい。どうす
か。

○佐藤國務大臣 十分御高見を拝聴
いたしておきます。

○石田(青)委員 それから、これは大
蔵大臣に伺うのは少しどうかと思ふ
のでありますけれども、今は国庫負担は、
それそれ比率は違つて、補助金がちや
んと出されておる。ところが団体営に
なると補助金はない。そこで、実は、従
来の補助金が予算に制約されるために、
事業分は相当に大きなものがある
のだけれども、その事業を縮小せざる
を得ない。それがために、さつき申し
上げたように、二十年間もかかつて
も、まだ半分ぐらしか進行しないとい
うことが起るのです。そこで、政府
は、その予算を縮小するために、従来
の補助対象であつた国庫営の土地改良
事業といふものを予算の關係で非補助
事業としてはずして、県があまり気の
毒だから、もう一分五厘ぐらゐの利子
補給をやつてこれをごまかそう、こ
ういふのが実際はねらいではないか、こ
う考えられるのです。また、事実さうい

う結果に、どう弁明されようともこれはなるのです。だから、一応農林省の計画というものを、年次計画がちゃんと立って、そうして全国的に国営工事の事業分量はどの程度、県営はどの程度、そうしてこれだけはやらなければならぬというふうな分量があるわけですから、それをただ大蔵省が一方的に予算の關係で圧縮してしまふ。そうすれば、農林省は切ないぐらゐ従来この計画をみんなくずしていつて、五カ年計画を十カ年計画にし、十カ年計画を十五カ年計画とほとんどはずしていく。それをやるのは一体大蔵省じゃないですか。大蔵省がこの土地改良事業というものを理解しないといふところから、こういう問題が起つてくるのです。この關係は主計局長がずっと予算に當つておられるので、一つ局長の考えを承つておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 率その他の点については主計局長から説明させたいと思ひます。ものとお話でございますが、農林省の計画が予算の都合でなかなかその通りやれない、そこで非常に農民に対する負担なり、計画にそこを来たす、こういうお話でございます。これはときにそういう事態も起ろうかと思ひます。先ほど来農業の後進性といふことを言われましたが、同時に、わが国の予算自身も、まことに脆弱と申しますか、小さなものでございますし、国の力そのものから見まして、ときに予算の面の制約を受けることはこれまたやむを得ない。この点はどうか御了承いただきたいと思います。

○石原政府委員 団体営の土地改良につきましては、二十町歩以上の分につきましては、石田委員御承知でございます

まするうちに、灌漑排水事業から始まりまして、補助がついておるわけでありまして、ただ、二十町歩以下のもの、あるいは今回の三分五厘の利子補助のつきまじした融資と合せて考えますと、どういふような金の回し方をいたすのが適當であるかといふことにつきまして、目下農林省と案を練つておりまして、そのために補助を切るといふ考え方はございせん。全体としての補助のつく分と三分五厘の利子補助のつきまじするものとの組合せをどうするのが一番適當であるか、といふことについての相談をいたしておるのであります。

なお、ついでをもちまして申し上げておきますが、食糧増産の關係は、御承知のように、本年度の予算におきまして二十三億ほどふえております。それを土地改良で七億、開拓で十三億といふふうに、全体の財政の制約はございまして、道路あるいは港湾に次いで、あるいは相並びまして、重点を注いで予算を計上しておるわけでありまして、御了承を願ひます。

○石田(青)委員 もちろん二十町歩以上といふものの小団地、これはわかりませんが、今全体的にいってももちろんそのうであるけれども、一番緊急に土地改良をやらしてやらなければならぬのは、山間地なんですね。山間地のきわめて零細な農家、これが一番苦しいわけですから。生活補助の対象にもなるような農家が、多々、そういうところでは、経済事情もありまして、なかなか大がかりな土地改良といふようなものは行へない。また地形的にも地理的にも行へないのであつて、これはきわめて小さな面積で、三町なり五町なりと

いうような土地改良が多いし、それを今緊急の要務としておるわけなんです。補助の対象にならないのみならず、利子補助の対象にもならないものが多い。一体利子補助の対象といふものは事業分量の中でどれくらいあると主計局長は考えておられますか。いわゆる補助の対象にならない小団地であつて、利子補助の対象にもならないようなものが相当あるのです。それをどれくらいだと思へますか。

○石原政府委員 あるいはお尋ねに對して正確なお答えになるかどうか存じませんが、先ほど申し上げましたように、現在補助と三分五厘の利子補助のつきまじした金とのコンビネーションを考へておまして、御指摘のような小規模のものにつきましては、三分五厘の利子補助の方の金でやつていただくかといふ考え方をしております。従来は、御承知のように、経費の効率と申しますか、投下いたしました金当りの収益量といふ点に重点を置きましたので、御指摘のようなやや小規模な、あるいは立地も必ずしも有望でないといふような分に補助が回らなかつたことは事実でございます。これに對しまして、今回三分五厘の融資をもちまして、そういうような地域におきまして土地改良を進めるようにいたしたいといふのが、今回の非補助小団地等土地改良事業融資の運用であらうと考えております。

○石田(青)委員 どうも主計局長は事情をよく知らないのです。一分五厘の利子でどれくらい事業分量にこの利子補助ができるかといふと、これは三十五億くらいの事業に對してしかでないのです。今大体統計六十五億から七十億くらいあるので、二十五億から三十億くらいのは利子補助の対象からもうはずれるのです。そういうものは一体どうするのです。私がさっき言つたのは、そういうものをまずやらなければならぬし、まず緊急にやらなければならぬのはそういうところだといふのです。ところが、一番経済力のない、生活補助の対象にもしなげばならないような農家が土地改良を行おうといふときに、何もやつておれないじゃないですか。どういふことなんでしょうか。

○石原政府委員 現在農林漁業金融公庫におきまして非補助の土地改良の方に戻します金は六十五億と聞いております。そのうち御指摘の三分五厘の金が回ります分が三十五億であります。従ひまして、全部が利子補助を受けるわけに参らぬではないかといふ点につきましては、御指摘の通りであります。従ひまして、農林省といたしましては、現在その三十五億をどういふふうに運用されるかといふことにつきましての御勉強だろふと思ふのであります。その三十五億の金をどういふような地域に回して参るか、その運用の点におきまして、農林省なりあるいは農林金融公庫なりにおきまして、一番いい方法をお考えいただくといふことだろふと思ひます。

○石田(青)委員 どうもこの論争はまだやりたいのですけれども、時間がないうちでありますから、もう一点だけ大臣にお尋ねして、あとは農地局長に伺いたいと思ひます。

開墾開闢の關係ですが、日本農業の最大の欠陥は過小農経営にあるといわ

れておる。最近農林省が発表した農地行政白書によりますと、農業だけで生計を維持し多少ゆとりがあると見られておる階層は、全農家の五・五%にすぎない。このような農家の八割は一町五反以上の耕作規模を持つておるといふことが明らかになっております。またわが国の農地改革もついにこの零細性は解決できなかったといふことを指摘しております。この問題はちろん簡単に解決できる問題ではございませんが、現在政府が調査済みのもので開墾の適地とされておるものが百五十万町歩、干拓の適地とされておるものが九万町歩、これがまだ未利用のままに放置されておるのであります。これを解決することがやはり全体の問題を解決するための一助となることは言うまでもありません。しかるに、やはりこの点も予算關係の制約があつて、開墾適地であつてつりばな美田となりあるいは畑地となるものが放任されております。また、入植開墾のごときも、営農類型等の制約がありまして、新しいものはかなり近代的な農業を営み得る基盤が与えられておりますけれども、終戦直後に入植いたしました地方の開拓農家といふものは、もう全く負債の重荷にたえないで、逃げ出さなければならぬような状態のままに放置されております。これは、単に日本農業のためといふことではなしに、やはり日本の国策として解決しなければならぬ問題であると思ふのであります。これは本年度などもまだ予算が非常に微々たるものであります。見るべき施策が行われなかつたのであります。が、来年度以降においてこの点についてももう少し積極的な対策が講ぜられなけ

ればならないと思ひが、大蔵大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 御指摘のように、まだ開墾なり開拓する適地は相當の町歩があるように思ひます。もちろんこれも、予算とにらみ合はせたと上、それぞれ着工して行くことは當然でございます。そこで、今お話しになりましたわが国の開墾、開拓、特に入植開墾とでも申しますか、そういう面の戦後の動向を見ますと、当初におきましては、食糧不足なりあるいはまた外地引揚者、こういう方々の入植という点に非常な力が入つておつたと思ひますが、その後の経過を見ますと、たゞいま御指摘になりましたように、営農の面から見て非常に欠くるものがあるのじゃないか。従つて、三十一年度の予算編成以來、入植者の営農というものに特に留意をして、農業経営の安定並びに所得の確保という方向に効果のあるような予算を組むということにいたして参つております。ことに、三十三年度におきましては、入植戸数なども相當大幅に実は減らして、営農に特に重点を置いて、当初の開墾、開拓者等に対しての営農資金の貸付なり、あるいは機械設備等も容易にできるように、そういう融資の面あるいは返済等についても特別な考慮を払い、特に営農に留意をした予算を組んで参つております。この考え方は、今後とも情勢をよく見きわめなければなりません。が、今しばらく続くのではないかと、う感じがいたしてあります。

○早川委員長 石田委員に申し上げますが、委員長との申し合せ時間が過ぎておりますので、あと一問だけで……

○石田(青)委員 次に、もう一つ大臣に伺ひますが、最近の日本の農林省の考え方、これはもちろん政府の考え方でありますが、畑作振興という方面に相当力を注いで参つております。これは大へんけっこうなことでありますが、今度の非補助の小団地の土地改良事業助成基金の利子補給は、畑地灌漑をその対象とされるかどうか。実はこれとは特に大旱害であります。早天が結構と日本の畑作というものは一へんに旱害にかかつてしまふ。これはどうして灌漑施設をやりますと、畑作の安定といふものはあり得ない。それがために、畑作農産物の価格もまた暴落が激しいのであります。畑作の安定、畑作地帯の農業経営の安定と農民生活の面から見て、どうしても畑作をもその対象にすべきであると思ひますが、大臣のお答えを承りたい。

○佐藤國務大臣 今回の利子補給は、もちろん畑地灌漑の方向にも適用できるといふことになつておると思ひます。思ひますが、今言われる畑地改良、この方は非常におくれておる現状であることを、まことに遺憾に思ひます。

○石田(青)委員 この点は今後来年からかなり大幅な要求が出るであらうと考へられるので、大臣も主税局長も一つ大いに考へておいていただきたい。これは要望を申し上げます。

次に、具体的な本論に入るわけでありますが、これはごまかな問題でありますので、農地局長から一つ答弁をしていただきます。

非補助小団地等土地改良事業助成基金の運用をどのようにして行われる予定であるか。これは局長の仕事である

と思ひのでありまして、具体的な御説明を一つ願ひたいと思ひます。

○安田政府委員 お答え申し上げます。小団地土地改良事業助成基金の運用でございますが、この運用に当りましては、補助及び融資を通じて、お話をいたしましたように、要土地改良事業の大ききと申しますか、所要面積に對しましては、従来それらがともに少きうらみがございましたので、事業の推進を第一に、また、先ほどお話がございましたように、山場地帯のように補助の受けにくいようなところに重きを置きながら、従来の補助事業を別に打ち切り置きかへする方針でなしに、両相まって運用の妙を得たいと思ひます。また農民負担の増高を来たさないことを一つの原則にいたしたい。そうしまして、地元農民の意思を尊重しまして、その希望と同意による以上の三点を要点といたしまして、次のようにいたしたいと考へておるのであります。利子補給事業は標準融資事業の利子の補助をいたすわけでありますが、お話のように公庫の一般のワケは五分でございますから、一分五厘下げて三分五厘といたしたいと思ひます。方法は、利子の引き下げにあり、借りかへでない方法でいききたいと思つております。

次は、どんな事業、業種、地域等にこれを適用するかであります。先ほど申しました三点に重点を置いて運用することにしたしまして、まず内地と北海道を分けたらどうか。団体灌排事業以下の小規模の事業は、北海道では四割五分以上の補助でありますので、補

助の率の高いところはやはり三分五厘ではふさわしくないであります。これは従来のように補助予算の運用を中心にしたしたいと思つております。そうしますと、内地の問題でございますが、内地には団体灌排あり、耕地整備あり、耕地整備の中に客土、農道、あり、区画整理、暗渠排水、索道等がございまして、その下に二十町歩以下のいわゆる小団地開発事業がございまして、それぞれに應じて、現行は国庫補助率が二割、三割、四割等でございますが、客土、農道等一般の場合は二割の補助でございます。地すべり地帯とか急傾斜地帯とか、今申しました北海道の地域には、より高い補助率でございますから、一般の客土、農道等の事業については、三分五厘を指導奨励しまして、農民の意思のおもむくところ、引き合ひ、またこれと事業をより推進したい、こういうところにおいては積極的にすすめて、同意を得てやつていききたいと思ひます。しかし、これは主として新規事業についてございまして、すでに補助事業として始めております継続事業とか、道路、水路を隔ててこの継続事業と地縁、血縁等で縁の深い、公平化を要するところ等は、やはり補助でいくべきものと思つております。また、三割補助が一般でございます。区画整理、暗渠排水等は例外といたしまして、流水、客土等が五割の補助率を持つておるほかに、率の高いところもございまして、これらは三分五厘制度と併用いたしまして、農民負担や事業費等を考へまして区分を申しまして、国が指導的な措置を県とともにとりまして、円滑に地元農民の意思

を尊重してやりたいと思つておるわけでありまして、また、団体営は、先ほど畑作のお話がございましたが、団体灌排事業であります。一応これは四割の補助率でございます。四割の補助率と申しますと、非補助融資で利子補給を行ひまして、三分五厘では農民の負担を過重ならしめるおそれが多分にあるので、この場合は将来なお研究することと相待ちまして、もし地元農民が希望せられ、国営、県営及び団体営ないしはその下の小団地を通じて事業が促進いたしまして、また総体の農民負担が事業進捗とにらみ合せて重くならないという場合には、希望において適用するのはいいのではないかと、こういうふうな考へております。小団地事業は、お話しもありました。内地、北海道を通じてだんだんと適用してみたら、比較的重点的にこの三分五厘非補助融資事業が活用されるのではないだろうか、そのように思つております。あわせて昨年まで補助事業の対象として主として考へておりましたが、その進捗度がお話のありましたようにおきまして、地元におきまして従来の公庫融資あるいは農協資金、こういうのを使われまして、積極的に事業を推進せられました地域が各所にあります。これは、今回この基金の運用によりまして三分五厘制度の適用を見ますと、その間に公平の問題が出ておるもので、旧貸付の公庫資金の非補助融資の場合におきまして金利の引き下げもまた三分五厘とパラを思つておきまして、おおむね大蔵省とも意見の合致を見つる次第でございます。

以上でございます。

○早川委員長 石田委員に申し上げますが、あと一問で質疑を終つて下さい。ほかの委員の質疑ができなくなりまうから。あと一問許可いたします。

○石田(審)委員 それでは、この答弁の方も時間の関係があるから簡単にやつて下さい。

そうすると、小団地ということとは二十町歩以下のものも含めるといふことが今明らかにされたのでありますが、それはそれでよろしいかどうか。

それから、これは主計局長の方へ尋ねますが、運用は利子補給の方に回すのか、あるいはどうするのか。それから利子の軽減策を非補助小団地等土地改良事業に限定をした理由はどうか。農地の他、項目、つまり林業や漁業のためにこれを利用しなかつたところの理由。それから次に、この基金は法律に基いてたな上げされるわけだが、これを取りくずすところの時期と方法はどうか。これをお考えであるか。これを一つ明らかにしたい。

それから、農地局長に伺いますが、農地の集約化の問題についてであります。農業の近代化と合理化をはかる上においては、今後これを集約化の方向に持っていく、集団経営の方向に持っていくことが、日本農業の方向として最も正しい方向であると思ふのであるが、土地改良というものは、農地等の集約化を促進する役割が大きいのであるけれども、農地等の集約化は、主として農業委員会によってこれが実施されておるので、土地改良とあわせて行われることがほとんどない。それがためにきわめてこれが滞滞をいたしてあります。しかし、土地条件の完全な整

備をはかるには、土地改良と集約化との総合調整をはかり、あるいは両者を組み合せた事業を実施することが重要であると思ふが、今では、先刻申し上げますように、土地改良は土地改良法に基いて行われ、集約化の交換分合等は農業委員会がこれに当るといふような状態になつておるが、これを推進するための立法、または予算措置を講ずる意思があるかないか。次に、農地以外の土地の交換分合については、法律上においても実務上においても付随的にしか取り扱われていないが、これらの土地も含めて、農地一般について広く交換分合が行われるように措置することが、農業経営の安定、合理化と土地利用の高度化のために必要であると思ふが、そのような法律の改正または立法等の意図があるかないか。一問というところでありますから、一問といたしまして答弁内容はしかるべくお願いしたい。

○安田政府委員 私に對します御質問をまとめて申し上げます。繰り返しての御質問であります。小団地開闢事業に三分五厘の非補助融資の事業が適用になるかということでございますが、お答え申し上げます通りであります。内地、北海道を通じ対象とする。理想的にいけば一年間に二十億の事業ぐらいはいくのではないかと想像をいたしております。ただし、これは二億の補助予算もございまして、補助を受けるようなところは避けたい方が多いのじやないかと思ふのであります。

最後の農地集約化の關係でございしますが、農地集約化事業の目的をいたしますところ、その効果は、石田委員のお述べになりました通りであります。これに對する態度も、私どもは別の意見を持つておりません。二十五年から始めまして百四十七万町歩をやりました経験にかんがみまして、集約化事業と土地改良事業とを結び合せてするのが、最も農業の近代化、機械化、水、土地の利用の総合共同利用等に資するものでございまして、過般町長にもその趣旨を傳達いたしまして、予算施行上、あるいは事業採択上の妙味を發揮して、総合効果を發揮するように採択しようというようにいたしております。これに對します土地改良区と農業委員会との關係法律の關係でございしますが、これは、それを合せて、さらにそれを越えた内容でもちまして適當なる事項も研究したいと思つております。地目の違ひ農地とその他の農業地との間の集約化事業は、土地の利用度の關係などでもちまして、なかなかむずかしいのであります。今の關係法規では、石田委員が仰せになりましたように、まだ十分にはできませんので、研究をいたしたいと思ひます。

○石田(審)委員 はなはだ不十分ですが、これも、時間の關係があらうございますので、これで終ります。

○早川委員長 久保田君に質疑を許します。

○久保田(農)委員 時間がほとんどありませんし、特に農林大臣も出ておりませんから、私は特に重要な大きな問題についてだけ大蔵大臣に伺ひたい。

第一点は、さつき同様石田委員も触れましたけれども、御承知の通り、鉱工業部面については、最近投資の面でも非常に積極的な投資が行われ、従つて、生産性といふことも、生産力の内面においても非常に急速な進歩が行われておるわけでありまして、ところが、農業面については、なるほど戦前に比

べればある程度の進歩は見えておりますけれども、鉱工業の進歩といふものに比べるとほとんど問題にならない。従つて、ここに、日本の経済全体の二重構造といふことが、そういうものから本が私は横たわつておるよう思ふのであります。この問題をやはり解決する——もちろん中小企業の問題もありませんけれども、特に農業の生産力といふことが、生産性の後退といふものが、日本経済の大きな意味で見た場合の一番大きな欠陥ではないかと私は考へる。しかも、今のような零細農業の日本の場合においては、農民自体がこれを自力で解決するといふ力はほとんどないわけでありまして、どうしても国がよほど積極的な施策を講じなければ、生産力のアンバランスは一年強くなるだけでありまして、しかも、そのアンバランスによつて、いろいろの意味において非常な困窮をしてくる農民の救といふものは、御承知の通り國民の四割以上を占めておる、こういうわけでありまして、そこで、私は、どうしても国全体の均衡のとれた経済発展をはかるという意味から言ふならば、農業の後進性といふことが、生産力の発展といふものをよほど国が本格的に取り上げてやらなければならぬ、こう思ふのであります。その一番基礎になるのは、何といつても土地改良事業であります。その土地改良事業に對して、さつきからお話がありましたように、一つにおいては、さつきばらんに言いますと、大蔵省の非常に消極的な態度によつて、きわめて土地改良事業が進んでおらない。しかも、始めても、ほんとうの経済効果の出るまでには、十年、十五年というのはざらであります。その間農民はどうかという

と、負担をせられるだけで効果はない。むしろ土地改良事業が、まかり間違ひますと、農民の経済的困窮の一つの原因になっているというのが今日の事情ではないかというふうに思うわけですが、しかも、土地改良事業は、年々予算のワケに縛られて、ほとんど計画通りにいかない。これを、やはり十年なり十五年の間に、日本の少くとも既成の土地についての土地改良事業を、計画的に、国営、県営あるいは団体営その他を含めて、誠実に実行するような態勢をとるといふことが、私は、この段階では、日本の農業の生産力の発展——工業ほどではないにしても、これに追いつく一つの基盤を作るためにどうしても必要だと思ふのですが、それには今のような土地改良についてのやり方では十分ではないか。追いつかないじゃないか。年々の予算の事情によりまして、予算がよけいついたり、少くついたり、こういふことで安定をするはずはないのであります。そこで、どうしても日本の全体の土地改良をやるために必要な資金の大ワケというものをきめて、何かの大きな意味においての基金制度というものを作って、その基金の中で計画的に問題が解決していくようにしなければ、とうてい日本の土地改良事業というものは円滑にはいかないというふうに思うのです。そういう構想については、御承知の通り、農林省としては、国営の灌漑排水事業その他干拓事業等については、特別会計資金をもって小規模ながら始めたわけでありまして、あれには非常な欠点があるわけでありまして、あります。ああいう欠点を除いて、土地改良事業全体についての大きな特

別会計の制度を作るべき段階に今日私は来ているのではないかと。その原資をどういうふうにしてやるかというところは、これは大きな問題でありまして、そういうふうな段階をたらない限り、問題は片づかないと思ふのですが、こういう点については大蔵大臣としてはどんなふうにお考えになつてゐるか、お考えをお聞きしたいと思ふのです。

○佐藤内務大臣 久保田委員御承知のように、土地改良につきましては、特別会計制度を設けて、今後は、年次計画と申しますか、その計画の年次を短縮する、こういう方向で実施したい、かように考えていることはすでに御承知の通りであります。そこで、ただいま基金制度を設けて云々のお話がございまして、基金制度自体はなかなか意見の存するところでございます。従つて、直ちに私ここで賛否の態度を明確にはできかねますが、ただ、お話をうちに、補助の事業に對して、補助を一つの特別会計の對象にして、こういうお話ではないか、かようにも聞き取つたのであります。補助そのものを特別会計の中に取り入れることはどうも不適当ではないか、かように考えておりますので、御意見は何つてはおきますが、ただいまのところ御指摘になりました方向では考えておりません。

○久保田(豊)委員 もう一ぺんその点で詳しく少し申し上げてみたいと思ふのです。もちろん、基金制度を作り、あるいは特別会計制度にいたしましたところ、国の援助がなければできないことですから、補助率等についても相当再検討すべき時期に来ていると思ふのです。また補助の出し方等についても再検討すべき時期に来ていると思ふのです。ただ、私は、補助事業とか、あるいは非補助事業あるいは国営の干拓事業その他の、たとえば愛知用水のような格好におけるああいうものとか、個々の場合でなく、全体を含んで大きなワケの基金といふか、特別会計といふか、こういうものをやはり作つて、その中で資金面はどうする、あるいは補助面はどうする、利子の面はどうするといふ調整を全体としてとつて参らないう、うまく進まないじゃないか、大体こういう考えです。ですから、こういう点については、農林大臣はきょうお出になつておられませんから、なお詳しくは別の機会にやりたいと思ひますが、いざにせよ、私の申し上げたいのは、そういう段階にきておるのではないかと。今のような補助率を少しふやしてみたり、予算を少しふやしてみたり、今度のようになんて六十五億ぐらゐの基金を設けて、小団地だけ少し手を加えて利子を安くしてみた。これもむだなことではありませんが、そういう小手先細工で、今の日本の農業の生産基盤の、少くとも工業と見合つたといふますか、工業の進歩に合したような、そういうことはできない段階にきています。こういう点を一つ大蔵省は特に私は深刻に考えて研究してもらいたいと思ふ。農林省とすればいろいろの意見もありまして、そういう安定した基礎の上に土地改良を進めていく。これは効率的にいくのはきまつています。しかし、いつも、その問題を持ち出してだめになるのは大蔵省で、大蔵大臣が金を出すのがいやだからということ

で、首を縦に振らなければ何もできないわけですね。こういう態勢では困りますので、特に日本全体の経済の均衡な発展という立場から、一つ真剣にといひますか、私は新しい段階に処する土地改良の基本方策を特に考えをいたしたい、こういう意味であります。どうか一つ……

○佐藤内務大臣 お話はよくわかりました。国営あるいは県営、あるいは団体営、さらにはまた補助の對象になるもの、あるいは非補助、そういうものを一括して、土地改良について総合的な計画性のある方策を樹立し、これを遂行する、それが鉱工業等に対応して均衡のとれた政策になるだろう、こういう御意見だと思ひます。私はその構想自身はまことにけっこうだと思ひますが、今日までの大蔵省が理解を欠いておるとかいうわけではないのであります。農林省も非常に弱い、やるべき仕事は国内には幾つもある。そういう場合に、国の財政そのものが非常に弱く、そういう意味でいろいろな制約を受け、そこで土地改良などが計画に遺憾であります。記帳性を持続する、こういうようなことについては、今の国の財政から見て、これが非常に小規模になれば継続ができるでしょうが、これでは今の要請にこたえられるものではない。そのときどきの予算の制約を受けることは、これまたやむを得ないことかと思ひますが、特に大蔵当局といたしまして、この土地改良についての久保田さんの御意見、また御趣旨のあるところ、これを十分実現は押應じて参りたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 戦後、農林省が土地改良の計画を立てたのは何回か立てたのです。何年計画、何年計画、それが実行されたためしがありません。立てても一、二年たてばもう計画は大蔵省からくずされてくる、こういつたそのしわ寄せが最後には全部農民にくるわけですね。こういう行き方では仕事そのものもますますいかなうといふことですから、この点も十分一つお考えをいたしたい。

その次に私が特にお伺ひしておきたいのは、大蔵省としては、農民の土地改良に關しまする経費の償還能力、特にそのうちの利子負担能力というものを、どういふふうな根拠から、どの程度に見ておるかといふことであります。と申しますのは、今度のこの案によりますと、非補助のものは、今度のこの案によりますと、非補助のものは、一分五厘の利子補給をして、とにかく大体三分五厘にした。いろいろ補助のあるものについてもそれぞれ補助があり、また五分程度の資金についてはそれぞれ利子の負担をしておるのであります。しかし、最近の傾向で見ますとどうかというところ、やはり全体の農業の発展に於いて土地改良そのものが非常に金がかかるようになって参つてきておるのであります。たとえば、従来なら普通のあぜでよかつたのが、このごろはコンクリートのあぜでなければ意味をなさぬといふふうになり、あるいはその他のいろいろの施設も非常に金がかつてきておるのであります。しかも、ものによりましては、団体営等は、団体営だけならば、一反歩当りの経費が大抵において二万五、六千円から多いところまで四、五万円だろつと思ひま

す。多くの場合においては団体営は団体営で独立しておるものでないのであり、県営と結びつく、国営と結びつく、こういうことになって参ります。負担をするものは最後は一人であり、国の勘定でやる場合は、これは国営だ、これが団体営だ、県営だといつて区別しますけれども、最後に負担する者はみな農民である。一反歩当り幾らになるというところが結局問題であります。たとえば最近いろいろ問題になっておりますような新潟県の亀田郷あたりは、最高時においては一反歩四千円以上の負担なり経費がかかる。場合によりますと、もっとよいにかかりはせぬかと思つてあります。元利を合せまして、こういう負担がでるかと、今の農業の全般の置かれた条件の中では、負担はできないのであります。しかもこういう傾向は今後ますます強くなる。この調整はいろいろ方法があると思つてあります。この点、特に農林省はそういう点については商売柄相当研究しておられるので、したが、大抵において土地改良を進めていき、生産力を発展させていく場合の大蔵省のこれらについての考えといふものが、いつも相当大きく影響するわけであり、特に一番大きな矛盾をしておる事例は愛知用水であります。愛知用水のあれだけ近代的な施設はりっぱであります。しかし、この前私が調べたときには、あれによって末端の団体その他の土地改良事業を加えず、末端の水利費を加えずに、愛知用水公団の負担金だけで水田地帯は一反歩大体九千二百円くらいかかります。畑作地帯は六千円かかります。こういう負担では、土地改良をやつたて百

姓は楽になりません。土地改良をやつて土地を売るといふ方がない、こういう傾向が全般に非常になつておるのであります。農林省はもちろんこの研究はされておると思つて、こゝでぜひ大蔵省は心を平らかにして、何といふか、もっと謙虚な気持ちになつて、――鉱工業を見るのと同じような採算主義で見られるとやりきれない。だから、こういうところについて利子の負担の能力がどのくらいか、あるいは元金の償還能力はどのくらいか、そういう点から見て、利子負担能力はいろいろの場合がありましようけれども、それらを通じてどういふふう調整したらいいの、あるいは補助金についても、もうさうであります。あるいはさらに一歩、償還元利等についても再検討すべき時期が来ているのではないかと。過去に比較的安いい時代にやつたのはいいのですが、最近の土地改良はどのでもこの問題が大きな問題になつてきている。この点からも、これはどうしても再検討の時期にきていると思つて、再検討する意思があるのかないのか。そういう事態は大蔵省は率直に謙虚に認めて、農林省からのいろいろな相談に応ずるようによつてもいいかと思つて、お聞きしたいと思つています。

○佐藤國務大臣 農民負担という点から見まして、この種の資金は長期であると同時にまた低金利である。こういう資金を融資することを、もちろん基本的な原則として考えております。問題は、具体的場合におきまして、生産効果と申しますか、これとにらみ合した事業を遂行していただくようにならなければ、今の御指摘のようにならなければ、今が生ずると思つて、また、農林当局と大蔵当局と事務当局におきまして、特に大蔵事務当局が農村問題について理解を欠いて処置するような考え方はいたさないつもりであります。十分よく相談をいたします。

○久保田(豊)委員 農林省、経済効果という点は、農民の方で土地改良をやつて後、何の効果もない、あるいは、百姓がみずからやるはずはあります。効果があらうからこそのわけですね。ですから、そこらについて、経済効果は、農林省としても、もちろん考えますが、だれよりも一番真剣に考えるのは農民であります。しかし、農民は、現実全部の計算ができて、わけがないのです。そういうところで、今のような点をもう一度基本的な再検討すべき時期にきておる。補助率についても、その他利子についても、こういう六十五億のこれだけで、一切――ごまかすというわけじゃございませんでしようが、この程度でいいというふうな考えでなく、全般について、この点を一つ大蔵省としては特に謙虚に取り上げていただきたいということをお願いいたします。

○佐藤國務大臣 大体私のお答えで御了承いただいたかと思つて、地区等の問題について特に考えなければならぬようなことがあれば、よく事務当局をして話し合いを進めさせて参りたいと思つています。

○久保田(豊)委員 それからもう一点、今の問題に連関いたしました、これは農産物の価格のきめ方に非常に大きな影響を持つてくるわけであり、今のやり方は、御承知の通りパリテ計算、しかもそのパリテ計算の内容といふのは、ざつとばらんに言つて、政治的なつかみパリテです。パリテといふのがほとんど今の価格決定の方式の中に入つてこない。私は、この際、農産物、特に米麦の価格決定の方式といふものを、私も言つておるような生産所得補償方式といふような格好に、どうしても切り改める必要がある。そうして、そういう中で、土地改良の経費なりあるいはいろいろの農業の資材費等、あるいは労賃等が十分にペイされるような態勢をとらなければ、土地改良をやつた結果農民が楽になるといふことにはなりません。こういう点についても、農林省は非常に消極的でありましたが、せんだつての言明では、農林大臣も研究すると言つて、それから、総理大臣も、一応農林省をして研究させる、こう言つておつたのですが、これをやると、結果においては米価が上がる。米麦価が上がるということになると、これで一番反対の多いのはまた大蔵省であります。これは農民の無理な要求でも何でもなしと思つて、原則的に、原価計算をしてかかつたものを払えといふんで、もうけさせろといふのではないのですから、こういう点も改めていかないと、土地改良と農業政策全体のバランスのある発展ということは大蔵大臣としてはどう考えておられますか、一つお聞きをいたしたい。

○佐藤國務大臣 時期的な問題について、米価審議会では、米価並びに米価がちょうど審議を開始されたばかりでございます。いすれこの審議会の答申を経て、政府は米価なり米価を決定するおるので、虫の方はなおそれ以上になつておるから、農産等をどうん使つて、肥料もほとんど使つて、こういうのがほとんど今の価格決定の方式の中に入つてこない。私は、この際、農産物、特に米麦の価格決定の方式といふものを、私も言つておるような生産所得補償方式といふような格好に、どうしても切り改める必要がある。そうして、そういう中で、土地改良の経費なりあるいはいろいろの農業の資材費等、あるいは労賃等が十分にペイされるような態勢をとらなければ、土地改良をやつた結果農民が楽になるといふことにはなりません。こういう点についても、農林省は非常に消極的でありましたが、せんだつての言明では、農林大臣も研究すると言つて、それから、総理大臣も、一応農林省をして研究させる、こう言つておつたのですが、これをやると、結果においては米価が上がる。米麦価が上がるということになると、これで一番反対の多いのはまた大蔵省であります。これは農民の無理な要求でも何でもなしと思つて、原則的に、原価計算をしてかかつたものを払えといふんで、もうけさせろといふのではないのですから、こういう点も改めていかないと、土地改良と農業政策全体のバランスのある発展ということは大蔵大臣としてはどう考えておられますか、一つお聞きをいたしたい。

ことになるだろうと思いますが、久保田さんの御発言になりました、生産費及び所得の点から適正米価を決定しようという御議論も、おそく審議会で十分研究されることだろうと思います。今日これについての私個人の批判は控えさせていただきますと思います。

○久保田(豊)委員 どうも、大蔵大臣は、この段階で逃げるのはよくわかるのですが、あまり——そう言っちゃ非常に言葉が失礼になります、詳しいことはわからぬで、しかも金を出す方はいやだという立場から、あまり強力に反対をしないでもらいたい。ざつとばらんの話を言え、そういうことであります。出すがいいやで、一般会計の立場からだけで食管会計に対して反対をし、農林省のいろいろなことに対して反対をする。これは、大蔵省として、金庫を預かる佐藤さんとしては無理のないところだろうと思いますが、どうも、最近の傾向は、少し大蔵省の方の力が強過ぎる。国民の四割を占めておる農民の立場というものを、もう少しすなおに考えてやってもらいたい。選挙のときにうまいこと言っていて、あれだこれだと言つて公約をして、内閣をとると、とたんに財布の口を締めて、農林省の連中がいろいろなことを考えても、これを言つてもだめ、あれを言つてもだめ——今の話と少し別になりますけれども、たとえば畜産政策のごときも、大体普通ならば、この七月には奨励金のつく時期です。それが、この時期に下げようとしておる。これも、私どもの勘定では、政府の負担になる金というものは七億もあれば——この七月の受乳拒否だとか、乳牛制限だとか、乳価の値下

げなどというよりなことが、七億をこらの金さえあれば、政府が全部予算支出をしなくても済むと思う。それさえやらないのですから、きのう、おとといあたり農林省を呼んでやっても、何ら対策がない。来年の予算に載るか載らないかわからないような、先のことやうだうだやっておる。乳価の値下げということは、七月の初旬に迫つた問題です。しかも、これがこの段階でだめになれば、酪農振興なんて政府は言わない方がいい。手先の諸君も言わない方がいい。酪農振興によつて日本の農業の骨格を壊えるというよりなでかいことばかりいつて、七億、八億の金を出せ、心配のできないようなことでは困る。農林省に聞いてみますと、はつきりは言いませんけれども、大蔵省に言つても、向うが相手にならぬ。——さうだつてさうでしよう。百五十億円の金手切金だというよりなでかいことをほざいておる。こういうことになると思ひますから、どうか、そういう点については、国民の四割を占めておる、特に日本の経済的にも社会的にも大きくこれを何とか保護して、工業以上に早く背伸びをさせなければならぬ農民ですから、こういう点については、特に佐藤さんは大いに御理解があると思う。そういう点では、銀行その他を出てきた実業家出身の海千山千の人よりも、かえつて佐藤さんの方がいいと思う。どうか一つそういう点で謙虚にやつていただきたいと思うのであります。

それから、もう一つだけお聞きしますが、この六十五億という金は、これはこのままですつといくつもりですか、あるいは、必要によつてはほかの方からも回すというのですか。六十五億ぐら

いでは足りないことは明らかでございます。明らかですが、これはどういふお考えですか。もしこの基金なり資金全体をとりつづすというよりな場合には、小田の標準事業のみならず、あるいはもう少しワクを広げて利子補給をして、さうして土地改良の農民利子の軽減をする場合には、これは伸ばし得る御意図を持っておるのですか、それとも、これきりだ、こういう御意図ですか、どつちですか。

○佐藤国務大臣 ただいまのところ、六十五億を減らす考え方もございませぬし、また直ちにふやす考え方もございませぬ。しかし、先ほど来お話がありましたように、大へん効果の上の制度であるならば、これを増額することによぶさかではございませぬ。そのときの財政状態とよく見比べた上で、さういふよりなことも考えて参りたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 もう一点お伺いしますが、それは、四百三十六億のワクの途中でなくとも、必要があり効果があるというならば、ほかから持つてくるという御意図ですか、この四百三十六億の取りくずしの際に、六十五億をさらにふやしていくというのですかどつちですか。

○佐藤国務大臣 四百三十六億の中で六十五億をちゃんと予定いたしておるのでございませぬ。これをただいま取りくずす考え方はない。この四百三十六億というものは一部のたな上げ資金でございませぬから、将来また必要があれば資金の面では取りくずすことがあつたわけでありませぬ。ただ基金の方はこの六十五億を維持していきたいといふことを申しておるのであります。

○早川委員長 松平忠久君に質疑を許します。

○松平委員 ちょっと委員長に申し上げたいのでありますが、われわれの要望としては、連合審査をきよりの午後開いてもらいたい。つまり委員会とかち合ひわけです。われわれ理事が参考人と呼ばれるのに、この委員会と十時にかち合ひやつて困る。ですから、この委員会を開くなら、連合審査をいわゆるわれわれの要望通り午後なら午後にしてかち合ひないようにしてもらいたい。このことを委員長に御要望しておきたい。どういふわけでお聞かれていますか、これを聞きたい。

○早川委員長 連合審査会は、午前中各委員長と打ち合せを了しておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○松平委員 それでは、質疑を続けることにいたします。主として大蔵大臣と外務大臣に承わりたいのですが、最近の日本の貿易が縮小均衡になつてきたといふことは政府も認められておるし、ここに大蔵事務当局の見解では、どうしても縮小均衡にならざるを得ない、従つて、長期の貿易計画、本年度の貿易計画も、国会が終つたら早々にこれを練り直すといふことを言われておる。さういふ状況であります、その輸出の伸び、輸入との関係というものは最初の計画とだいぶ食い違つておる。そこで、これに関連して議題となつておりますところの日本輸出入銀行の五十億円の出資のことについて関連してお伺いしたいのですが、この出資金は、政府の構想によると、何か東南アジアに新しい機構を作る、それに出資をする、また将来さういふ機構

を作つて出資するといふわけなんです、岸総理が東南アジアに行つたりあるいはアメリカに行つてきたその会議の過程におきまして、初当の考え方はアメリカ等の考え方が違つておるといふことでもつて、今日行き悩んでおる実情であらうと思ひます。

そこで、お伺いしたいのは、東南アジアの貿易を振興するためのドル不足、これを補うための日本の貿易を伸張するための経済協力といふものは、従来からいろいろな構想がありました。吉田総理が行かれてプレス・クラブで演説をしてきた、ああいう構想もありませぬ。それからソ連のよう、ああいう構想でありませぬ。日本は東南アジアに対して新しい経済協力機構を作つて、そこに五十億出資するといふのだけれども、一体どういふ構想を今日お考えになつておるのか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○藤山国務大臣 総理が東南アジアに回られ、またアメリカに行かれたとき、初期の構想は、御承知の通りだと思ひます。さういふ意味において、われわれとしてはこの考え方をできるだけ実行に移せるように考えておりました、各国の意向等もそれぞれ打診もいたして、今日まで参つております。しかしながら、現実には、必ずしも初期のような構想で進むがいいかどうか、さういふ問題については、さらに検討を要するかと思ひます。ただ、こういう問題について、ただいま御指摘のありましたように、東南アジアのドル不足、さういふ問題を解消しなければ、世界の平和は確保できないし、あるいはまた、東南アジアの経済建設、それ

ぞれ独立した国の政治的独立といふもの

のも確保できない。そういう総理の構想は、漸次世界に一つの大きな響きを与えたと思ひます。従ひまして、最近、アメリカ等におきまして、やはりこれらの問題についていろいろな構想が発表されておりました。たとえば第二世界銀行というような問題もござります。やはり臨時的な金融を何とかしなければならぬというような問題でありまして、イタリヤ等におきまして、あるいは中近東におきまして、そういうようなものをするというより、な考え方があります。でありますから、今後、これらの進め方につきましても、そういう問題ともならみ合せながら、十分慎重に考慮して進めて参りたい、こう考えております。

○松平委員 最近マクミランの訪米によりまして、いろいろそういうことが世界的にも流布されておることは、われわれも承知しておりますが、そこで、日本は、やはりアメリカのドルをこの中へ入れてきて、そしてインドもしくはその他の東南アジアの国の資金と一緒の一つのファンドのようなものを作ろう、こういう考えを持っておるのかどうか。言いかえれば、ドル不足といふことであるから、何らか形を変えてアメリカの資金をこの開発基金の中へ相当部分持つてきて、日本もそれに五十億出して、そしてファンドを作るといふ考え方をずっと進めようというお考え方であるかどうか、その点をお伺いしたい。

○藤山國務大臣 ただいま申し上げましたように、東南アジア方面のいわゆる経済問題を十分に解決していくためには、御承知のように、ドルの偏在という問題もござります。従ひまして、

硬貨がアメリカ、西独その他一、二の国に固まつておるといふものを、世界的になるべく分散していくということが一つの大きな考え方に今日なつてきております。そういう面からいいますと、アメリカのドルを、いわれておりますような、いわゆるひもつきでないような形において、国際機関を通じて何らかの形で出していきたいと思います。これはやはり東南アジアの経済建設に非常に大きな力になるのではないかと思います。そういう意味において、構想の中に、アメリカの金も使うということが可能であれば、それも一つの大きな方法であらう、こう考えております。

○松平委員 世界銀行の日本側の円の出資分百億円のうち、今日その円は東南アジアにどの程度使われておりますか。

○藤山國務大臣 世界銀行におきましてのアジア向けの資金というものは、大体世界銀行の資金が三十四、五億あると思つておりますが、そのうち、大体現在八億ドル程度、二五％程度が東南アジア向けに使用されておると推定しております。

○松平委員 私の聞いているのは、そのドルのほかに円の出資分があるはずであります。その円の出資分が今日世界銀行の手を通じてどういふふうに使われておるかという点をお聞きしておる。

ドルやるといふふうな工合に、逐次解除いたしておるわけでありまして、すなわちそれに相当するものをインドとかタイとかいふものに出しておるわけでありまして、現実に使われた数字が現在どうなつておるか、円で幾らになつておるかという点は、さつそく取り調べまして御報告いたしたいと思ひます。

○松平委員 これは、東南アジアに円資金をある程度持つたところのファンドを作るといふ、この考え方を審議する場合に、世界銀行に出資した日本の円の部分がどういふふうに使われておるか、また、その円の部分を使う上において、日本はどの程度の発言権があるのかといふことを明らかにしなければならぬと思つて、今日私は私重大な問題であると思つて、今日私も聞いておるのは、百億の中で十五億程度しか使われぬといふ話だが、それすればあと八十五億といふものが残つておるはずだ。そうすると、これをどういふふうにするか、これをどういふふうにするか、これをどういふふうにするか、これが私には一つの方法ではなからうかと思つて、今日まで、政府は、この世界銀行に対する円の出資というもののに対して、一体どの程度の発言権があり、またそれをどういふふうに使おうとしてこの円の出資をしたのか、この点を開きたい。

○石田政府委員 御承知の通りに、世界銀行に入りましますところの地方通貨によりましますところの出資というものは、これは向うの要求がありましますならば、各出資国におきまして相談を受けて解除する、こういうふうな工合になつておるわけでございます。日本の態度といたしましては、これは為替取引

支關係がどうなつておるかといふことに關係があるのでございまして、この円をリリースするといふことは、また一面におきましてそれだけ外貨の取得が減るといふ面もあるわけでありまして、従ひまして、日本の為替状況が弱いときにおきましては、普通でありますならば、外貨の獲得できるような輸出が円のリリースによりまして減つていくといふことでは困るという場合も想像されるわけがあります。そこで、そういうふうな關係も考えまして、世界銀行との關係におきましては、初めはやはり日本側が弱い間につきましては、やがたましいことを言つておつたのであります。だんだんと日本の経済もある程度まで伸びるようになって参りました。また、お話がありましたように、そして日本側のもので出ていくといふことも望ましい面もあるだろう、こういうふうな考えましますので、その面を考慮しまして、逐次この円を出すことにいたしております。この問題につきましましては、世界銀行の方から、一々事前には、いろいろふりなところの円をリリースしたいと思つて、その相談によりましてやつておるといふのが実情であらうと思ひます。

○松平委員 この世界銀行に対する円の出資ですね、これを、今の話によると、世界銀行から日本側に一々指示があつてどうだ、こういうわけだけれども、日本側は、何らかの発言権があつて、その円資金をあつちこに回したい、こつちこに回したいといふことができるのか。また、それができないとするならば、できるように改めることが必要

だと思ふのであるが、今日まで大蔵省なり外務省というものはこの世界銀行の円出資について一体どの程度の発言権を持っておるか、また持たんとし

たい。

○佐藤國務大臣 出資金につきましては、政府はもろろん発言権を持つておるわけでございます。ただいま銀行の總務という立場において、わが国の主張を十分確保いたしております。

○松平委員 銀行の總務という立場において日本としての主張を確保しておるといふことですが、まことにたよりない御答弁であります。總務であらうが、何であらうが、それはかまいませんが、日本が、どの程度の発言権を持つて、その円を希望するがごときところに投資できるかどうか、こういうことを聞いておるわけなんです。

○佐藤國務大臣 出資の一八％についてわが国が権利を持つております。

○松平委員 その一八％というのは、円資金について一八％なんですか、あるいはドルについて一八％なんですか。

○酒井政府委員 一八％と申しますのは、日本の出資金の一八％でござい

○松平委員 そこで、この一八％を今日日本の政府はどの程度活用しておりますか。これはドルでも円でも両方、その中で、東南アジア向けに、日本が、みずからのインシアチブを持つて、そして世界銀行にあつせんして貸してやれといふようなことをいふより、なことを言つたことがあるかどうか、そのことを伺いたい。

○酒井政府委員 出資円の解除につきましては、世銀の方から、相当要求がございまして、現在までのところ、昨年までで千三百万、本年度は千七百五十万ドル大抵解除する予定でございします。これの大抵の貸付先は、ほとんどと申しますか、みんな東南アジアというふうに心得ていただいてけっこうだと思ひます。

○松平委員 その東南アジア向けの貸付ですね、それは、私の聞かんとするところは、世界銀行が世界銀行の観点からそれを貸せる、こういうわけであるか、あるいは、日本の政府が何らかのイニシアチブを持ってそれをやっているかというのを私は聞いておるわけですが、つまり向うの言いなりになつて、そこにばつと出すということになるのか、あるいは、もつと日本が、みずからの考え方において、こういうところに出してくれということをやつて出すようにしているのか、その辺のものも考え方、態度を聞きます。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。その世銀に対する出資円は世銀の資産になつております。しかし、これは勝手に使つていいということではございしませんで、各国とも世銀がその各国の自国通貨を使う場合に協議をいたしまして、どういふものに幾ら使うという場合は持つて参ります。しかしながら、これは世銀の金でございしますので、そういう具体的な相談の際に、日本の希望は十分申し上げております。

○松平委員 今のお話のようだとすると、世銀のイニシアチブによつてすべてやつてゐることであつて、日本は出資した以上は一八%に対して何らかの

イニシアチブをとることはできない、こういうことに理解していいですか。

○酒井政府委員 イニシアチブをとるかどうかという点でございしますが、これは日本の同意がなければ世銀は引き出しをいたしません。そういう意味で、日本がいけないと言へば世銀は使えないわけではございません。従つて、そういう場合に、日本政府としてこういうものは困るということももちろん言ふことはできるわけでありまして、ただ出資円のうちの二八%は世銀の金である。世銀の金であるけれども、日本の円でございますから、それが日本経済に与える影響あるいは貸付先というよりなものについて問題が起りますので、そのつど先方から、こういうものに貸したいが許してくれるか、こういうようなことを相談してくるわけでございます。従つて日本が全然イニシアチブがないというわけではございません。

○松平委員 その点は明快になりましたが、積極的ではなくて、消極的な同意権が日本にあるということであるが、円に対して積極的な発言権というものが日本にあるかどうか。つまり日本がこういうところに貸してやりたいのだがどうかといつてあつせんすることとができるかどうかということ、その権限はどうですか。あるいは実際上の取扱ひは……。

○酒井政府委員 そういう点につきましては、さつきも申し上げましたようにしては、世銀の持つておる資産です。ただそれが円になつておりましたから、日本が為替管理をとつておりましたから、自由には向うは出せない。どこに貸してやりたいというよりなことは、

大体世銀の理事会のようになつてきまると思ひますが、そこには日本も理事が入つておられますので、そういう意見は十分理事会に反映できると思つておられます。

○松平委員 それでは、ちよつと角度を変えてお伺ひしたいのですが、現在まで、日本の理事の発言によつてもしくは日本の政府の考え方によつても、世銀にそれが通じてこの円資金を貸し出したという例がありますか。

○酒井政府委員 従来は、御存じのようないんてル支でもございまして、それから、輸出と申しまして、円資金の解除で、向うが円を日本からものを買つて輸入するということとございまして、従来の国際収支の關係から申しまして、こちらから積極的に世銀にどういふ方面にこれを解除しろといつて申し入れたことはございせん。しかし、先方が申し入れて参りました。これについて同意するかどうかについては、こちらの意思にかかつてゐるわけでありまして。

○松平委員 従つて、この世銀というものは日本にとつてはあまりおもしろくないわけですが、そこで第二世銀というものが出来た。それはイギリスも、そういふように考えたからでしょう。だから、アメリカが非常に発言権を持つておる世銀ではなくて、違った構想といふものを世界的にも考えてこなくちやならぬ工合にだんだんなつてくるのは当然だと思ひます。そこで、大きく分けて、大体英米が中に入つてきて国際的な低開発地域の開発をするという構想が、世界にはあると思ひます。もう一つは、そうではなくて、それを排除して、そして小さいながら

も自分たちだけでもつてやつていきたいという考え方もあると思ひます。中近東における開発等のアラブ諸国の考え方がその後者に属すると私は思ふが、一体、日本の考え方というものは、その点についてどういふ構想を持つておるのか。よく岸首相は東西のかけ橋なんといふことを言つておるけれども、その開発基金の構想について、東西のかけ橋的な考え方をもちつてやううとしておるのか。そうではなくて、具体的に言ふならば、東南アジアの人々の考え方というものを多く取り入れて、このファンドを作るといふことであるか。もししくは、そうでなくて、ドルの不足があるからというので、ドル諸国の発言権を大きくしてやるよりなものをやるのであるか。その辺の大まかな考えをちよつと聞かしてもらいたい。

○藤山國務大臣 東南アジアの開発につきましては、むろん東南アジア各国の意思を十分尊重いたさなければならぬことは当然でありまして、これらの国の間にお互いに意見の一致を見るような機構を作つていく必要があると思ひます。ただ、お話のように、アラブ等の諸国は石油等で相当外貨、財政事情等もいふやうであります。東南アジアは一般にそういう基金がありませんので、何かそういう基金でも設定するやうな場合には、やはり東南アジアのみずから資金的な充実にすること、が、そういう機能をほんとうに東南アジアの開発の目的に沿うように力強くさせるのではないかと。われわれは、ひもつきといふやうな考え方ではない、そういう意味で考へておられます。

○松平委員 本案にあります五十億というものは、新しくそういう機構を作つてそこへ出資するといふわけでありまして、その機構は大体来年の三月三十一日までには作る予定でございしますか。

○藤山國務大臣 われわれとしては、できるだけ東南アジアの各国とよく話し合ひをしまして、小規模ながらもそういうスタートが切れば、現在の東南アジアの経済事情から見まして適当じゃないだらうかといふやうな考慮のもとに、努力をいたしていきたい、こゝろ考へておるわけでありまして。

○早川委員長 松平委員に申し上げますが、申し合せの時間が来ておりますから、簡単にお願いいたします。

○松平委員 今の藤山外務大臣のお答えは希望の答弁でありましたが、それは、大体のテンポとして、いづごろそういう機構を作るといふ見通しをお持ちなんですか。あるいはまだ全然わからぬといふのであるか。その辺のところをお聞かせ願ひたい。

○藤山國務大臣 こういう問題を進めて参るのに、何月何日までといふやうなわけにはいかぬのでありますけれども、しかし、これに五十億を計上しましたのは、まあそういう問題が進んでいけば、日本としては少くとも第一回に出すといふやうな決意を東南アジアの各国に示すことが必要だらうといふやうなことでございします。

○松平委員 そうしますと、大蔵大臣、これがことしになつても来年になつてもできないといふことになるかと、この五十億はどういうことになり

○佐藤外務大臣 この法案にはつきり書いてありますように、日本輸出入銀行へ基金として出資いたしておるのであります。そのままでございます。

○松平委員 それは法律的にはそうでありましようけれども、しかし、政治的な考え方としてはそうではなくて、東南アジアにそういうものを作ると、このために出資したわけである。ですから、当然その点は政治的な責任が出てくると私は思う。その点については、そういう法律の見解だけでもって政府はおかむりしておこう、こういうおつもりですか。

○佐藤外務大臣 総体に今回の四百三十六億につきましてはたな上げ資金といふことをいわれておりました、このたな上げ資金の性格において処理されるのでございます。ただいま基金として出資するものにつきましても、これをとりくずすことはいたさないつもりでございます。

○松平委員 外務大臣にお伺いしたいのですが、ジェトロの今後の運営について外務省から通産省に対して覚書とか了解事項というものを求めて、了解事項ができておるものでありますが、その了解事項というものはどういふ内容のものでありますか。

○藤山国務大臣 外務省と通産省との間に話し合いをしまして、ジェトロの運営に対する覚書を交換いたしました。それにつきましては政府委員から詳しく申し上げます。

○牛場政府委員 今回、日本貿易振興会改組に際しまして、主として外務省と通産省との間の関係につきまして相互に了解ができました。それに基づきまして、外務、通産両大臣との間に覚書

の交換をいたしております。その覚書の内容のおもなるものは、たとえば、事業計画の策定、日本貿易振興会の海外市場調査員の派遣個所の選定及び選考、それから貿易振興会設置個所の選定及び選考、または見本市の開催または参加というような振興会の行いますおもな海外活動につきまして、あらかじめ通産省、外務省で協議することになっておりました。また、海外におきます振興会の機関の活動につきましては、在外公館の指導監督を受けるといふことになっております。それがおもな内容でございます。

○松平委員 その覚書についてお伺いしたいのですが、在外公館の指導監督を受けるということでありましたが、その場合に、かりにそれに服さなかつたというような場合には、身分上の問題が出てくると思うのだけれども、そういうケースを想定して考えられておりますか。たとえば、これは不適任だといふ場合にはどうなりますか。そこに駐在させておくことが不都合の場合には、やめさせることができるようになっておりますか。

○牛場政府委員 これはもちろん法律上の効果をはつきり持つた覚書というわけではございません。従いまして、身分等につきましてはもちろん貿易振興会の方において取り計らうのでありまして、外務省がその任免等についてはつきりした権限を持っておるというわけではございません。しかしながら、現状におきまして、通産省と外務省の間ないしは貿易振興会と外務省の間が非常に円滑にいつておりました。これは、戦前と違ひまして、在外公館にはほとんど漏れなく通産省出身の人

が配属されておる関係もございます。従いまして、人事の交流等がうまくいつておりますので、ただいま御懸念のような摩擦は起る余地がないと思つております。

○松平委員 もう一点、藤山外務大臣にお伺いします。ただいまの覚書にもありました、藤山外務大臣は外からこられて経済外交を主としてやる、こういう考え方なんです。今度できたようなジェトロとかあるいは今の外務省の機構とかというのを見てみますと、一体日本人に貿易を振興することのできるような素質のある人間がいますか。私は、役人の中にもそういう人間は少なからずいると思ひ、またこれは商売人の中にも少ないと思うのです。だからなかなか効果が上らない。従つて、これはどうしても相当の海外要員というものを養成しなければならぬと思うのです。これはどこへいって帯に短かしたすきに長しなんだ。だから、日本が貿易を振興していくというなら、人間から徹底的に作つていかなければならぬ。今日、日本人の中には国際人が少いのです。また、知識のある者は外国語ができない、外国語のできる者は知識がない、こういうような状態なんだ。これは私は根本的に考え直して、産省も外務省も打つて一丸となつて考え直したらどうかと思う。だから、そういう人間を養成することを根本的に考えてもらいたい。ことにジェトロの拡大強化といふことをあわせ考えると、これは、むしろそういう方面に予算をよけいに使つて、根本的にそういう人間を作つていくということにしなければならぬのだが、御所見があつたら伺いたい。

○藤山国務大臣 現在外務省なりあるいは通産省、民間におります者が、全部そろした仕事に不適格だとは思つておりません。しかしながら、ただいまお話をしましたように、国際的に広く仕事をしますことに日本もなつて参りましたので、国際人をできるだけ養成していくといふことは、われわれもやつて参らなければならぬことだと考えております。そういう人が活動することによつて、さらに大きなプラスが出てくるかと思ひます。どうか予算等につきまして十分御協力をいただきますと思ひます。

○早川委員長 田中武夫君。○田中(武)委員 本案に関連いたしまして、商工委員として大蔵大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。まず、今日日本は大へん不況であるといわれております。これは繊維、造船、あらゆる産業を通じてそうでございます。そこで、大臣は、この日本の不況の原因をどのように把握しておられるのか、あるいはまたこの不況を克服していくためにはどういふようにやるべきだと考えておられるかを伺ひたいと思ひます。

○佐藤外務大臣 現在当面しております経済をどう見るといふことでございまして。いろいろの説明は省きまして、簡単に、見ておりますところ、結論だけを申し上げますが、いわゆるなべ底状態にある、こういうような表現をいたしております。この状態が一体今後どうなるか。しかし、昨年来とりまして緊急措置の対策がそれぞれ効果をあげて参りましたので、正常的な方向で、この経済をしばらく見ていきたい。その意味でまず金融の公定歩合を

引き下げました。また市中金融もこれに即応して安くなりました。この日本の経済は、申すまでもなく非常な人口を擁しておりますので、やはり伸びようとする底力を持つており、また国内だけで日本の経済がブームを現出するといふわけにはいかない。言いかえするならば、世界経済の非常な影響下にある日本経済といふこともいふなければなりません。同時にまた、世界経済と同じような制約を受けておる日本経済といふこともいえるのであります。日本の国だけでこの経済を直ちに立て直すといふことは、まことに至難なことだらうと思ひます。そこで、この国の経済をどうしたらいいかといふことでございまして、今日まで政府のつとめております政策は、輸出第一主義とでも申しますか、輸出増強に特に重点を置いて、そして国内の生産、需給の調整をはかり、さらにそれを進めていく、拡大していく、そしてそれを主として国内需要の喚起をとつていく、こういう考え方でたまたま対処いたしておるわけでありまして、○田中(武)委員 大蔵大臣は、去年政府がとつた緊急政策が成功して、逐次よくなつてきておる、こうおっしゃつておるが、実際の状態はさういふものではないといふことは、御承知と思ひます。それから輸出が大事だといふことは、言うまでもありません。だが、輸出第一主義とかなんとかいふことによつて、内政の面の失敗をこまかそうとしておられる、こういうふうにわれわれ思ふわけなんです。この経済の不況は、いわゆる神武景気とかなんとかいわれて昨年来のあのから景気に、この際もう

けようと、こういった企業家がじゃんじゃんと投資をする。そうして設備を作り、見込み生産をやっていた。すなわち、過剰投資、過剰設備、その結果の過剰生産、こういうところから来ていると思うのです。それじゃ、これを克服していくためには、滞貨になつておる、いわゆる過ぎ過ぎた製品を吐かしていかねばならぬ。それは、海外に対しては市場を回復する。貿易を拡大していく。同時に内需に対して力を入れなければならぬ。それには、国民の大多数を占めるいわゆる勤労者階級といふが、こういった人たちの生活の安定と収入の確保といふが、こういったことが必要だ。すなわち、大衆購買力を高めていくことによつて、内需がふえていく、このように思うのです。そういったいわゆる内需をふやしていく、国民大衆の購買力を上げていくという点において、どういふようなお考えを持っておられるか。

○佐藤国務大臣 今経済を維持し、さらにそれを上昇していくという面において、もちろん国内消費並びに貿易、この二つの要素を考えていかなければならないことは、申すまでもないところであります。問題は、ただいま貯蓄奨励あるいは輸出を特に増進すると申しておりますが、今日までの経済の経過を見ますと、国内におきましては、需給調整という方向で、昨年来の経済事情に対処して参つておるのであります。この需給調整ということとそれ自体は、経済の健全な発達過程においては、あるいは必要であるかも知れない。しかしながら、将来の問題といたしましては、ただいま御指摘になりましたように、国内需要も当然ふえていかなければならないものだと思ひます。ただ、問題は、そういうような政策転換の時期が、果して今日がその時期であるかどうか、こういうことについて、私も田中さんの御意見との間には食い違いがあるのではないかと。私も、今日の経済を病気にたとえてみますれば、非常に健康を害して病気になる、そこで応急の措置をとる、またその療養措置をとつて、大衆購買力を回復しようとしておる。健康を回復しておるのだから、この際に滋養をとりながら、あるいは運動したかどうか、こういったことでございまして、これはやはり非常に消耗した今日でありますから、急激にさらにこれに滋養をとりながら、あるいは積極的な運動をしようということは、むしろ健康の回復をおくらすことにはならない。これを早めることにはならない。この意味において国内需要をふやすという考え方、これは将来ももちろん必要だ。消費を高めていく、これはもちろん必要だと思ひますが、今の時期はさういふ政策をとるべき時期ではないというの、私が、私どもの考え方ではないです。

○田中(武)委員 この時期ではそういう政策をとるべき時期ではない、こう言つてゐるうちに、たとえば繊維の一例をとつて、最近伊勢崎ですか、どこかで周屋が倒れた。それがために伊勢崎の繊維業界はほとんど倒産にひたひたの状態になつておる、こういう状態なんです。そう言つてゐるうちに、どんどん中小企業あたりが倒れていっている。ことに繊維の苦境状態、中小企業関係の繊維業者の苦しい状態というものは、大臣御承知と思ひます。これらに対して特別にどういったような措置を考えられておられますか。

○佐藤国務大臣 すでに最近絹糸価格の下落に対応する一つの措置をとつて参りました。また、こういう事例は、いわゆる今日の経済を回復していく場合において生じた一つの社会的摩擦といわなければならぬでしよう。ただいま御指摘になりました中小企業あるいは造船、ことに下請の工業自体の中小企業が困る、あるいは繊維関係が困るとか、あるいは失業者がふえてくる、こういったいわゆる社会的な摩擦面、こういったものに対する絶えざる注意を払い、そうしてこれに対するそのときどきの時宜を得た対策は、ある程度講じていかなければならないと思ひます。ただし、田中さんのお話のように、総体が非常に不況だ。この際に積極的に国内消費を進めるような政策がとれない、こういったことになりましたと、一般的の傾向をいたしましては、先ほど申すような健康を害した直後において、適当な措置を申しますか、たとえばいきなりかたきを食ふべきで、やわらかいものを食ふべきで、そういうときがたまたまの時期ではないかと実は考へておるのであります。御指摘になりましたような面につきましては、もちろんそれそれ十分考へていかなければならぬところでございします。

○田中(武)委員 だいたい大蔵大臣の考へ方が違ふように思ひますが、そういうようなことをいつてゐるうちに、だんだんと中小企業はつぶれていっておる。しかも、造船を見ましても、繊維を見ましても、下請に対する加工賃といひますか、こういったものをだんだん下げていつておる。それがまたその下請企業、中小企業に働く労働者の賃金にしろ寄せておる。こういった状態なんです。それを、かたきを食ふわしたらいけないとかどうとかいうような例を今述べられましたが、そういったことを言つておつていいだろうかと思ひます。もう一つ積極的な病後だから滋養をとりすのも必要だろうが、かたきを食ふのを食ふしやいかぬといったような、たとえのごまかしはきかないと思ひます。もう一つ積極的な、どうしていいのだ、それを聞かしていただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 先ほどの一番最初のお話では一般的なお話だったので、一般的なお答えにいたしましたわけでありまして、すでに御承知のように、たとえば昨年来人絹、スフで非常に困つた、かたきに考へられれば、あるいは滞貨金融の措置をする。あるいは特別な輸出のために確保する。あるいは保有外資を作る。それそれの対策は講じて、そうして先ほど申すような社会的な摩擦面に対処して参つておるのであります。その第一段階といたしまして、ある程度の生産制限と申しますか、自肅制限と申しますか、そういうことはやらざるを得ない。これが今日の段階ではないかと思ひます。綿糸等につきましても、業界自身も自肅的な生産の方法をとつておりますが、この自肅制限を長くやつていくことは考へられない。ことに日本の国内の機械設備等も非常におくれておるのでございしますから、私どもが積極的な政策をとるべき時期が到来いたしますれば、そういった面につきましても、やはり設備の近代化であるとか、あるいはその他の面も考へてしやるべきだと思ひます。問題はただその時期の問題として、御指摘になりますように、非常に苦境にあつてゐるのだ、今日がその最も必要となるころなのだ、こういったお考え方も、私どものように、今日は一応昨年来たつてきた緊急対策がそれぞれ効果をおさめて、ただいまその効果の後といひますか、調整の時期に入つてゐるので、これは非常に大事なときなのであります。この見方の相違から結論もまた變つてきておるのではないかと、かように考へております。

○田中(武)委員 そういふ政策をとる時期の問題だ、こういったようにおっしゃるのですが、それでは、大臣は、どういふときが時期と考へておられるか。今繊維の自肅という話が出ましたが、繊維の操短の例をとつてみましたが、現在人絹で五〇％、スフで四〇％、それから綿で三〇％、羊毛で同じく三〇％の操短をやつておるわけなんです。それでまだ時期じゃない、こういふことだつたら、五十を六十にし、七十にし、ゼロにしていくのが時期なんですか。しかもそのために相当な失業者が出ておる。労働者には犠牲が押しつけられておる。こういった状態なんです。これは北陸三県ですが、富山、石川、福井ですが、これに對して、前の国会で、商工委員会、金融の措置を講じろという決議をしたわけなんです。が、たしか一億四千万円だったか、二千万円の出資といふようなことがとられたと思ひます。ところが、実際は四百万円程度しか借り入れがなされてない。そういったようなと

いますか、あるいは抗議といひますか、申し入れられたか、あるいは今後どのような措置をとって、そういうことに対して打開の道を開いていこうとしておられるのか、お伺いいたします。

○藤山國務大臣 アメリカと日本の貿易に關しましては、日本が貿易によつて国を立てておる、経済の基本をそこに置いておるというのを常時言つておられますと同時に、アメリカと日本との貿易のバランスというものは日本に不利であるという立場からも、常時、そうした問題について、アメリカにもつと輸入を増進してもらいたいという点を強く言つておられます。同時にまた、問題が起りましたような際には、それぞれの業者の方と一緒に、できるだけアメリカの国会等にも働きかけまして、そうして公聴会等の際には、専門弁護士を公述人として出しますとか、あるいは専門家を頼みますとか、各方面の啓発宣伝をやるというふうなこともやつておるわけでありま

す。むろんこれらの仕事を活発に十分にやつて参らなければなりませんし、ことに政府に対しては、日本の対米輸出貿易の大半が中小企業からなつておるという点を特に強調いたしまして、それが日本の経済に非常な大きな影響を与えていることを常時申しておるようなわけでありま。そういうことを常に外務省としては、在外公館を通じて、あるいはまた機会あるごとに、われわれもそうした問題について強くアメリカの反省を促しておるわけでありま。

○田中(武)委員 若干数字は違ふかも知れませんが、アメリカと日本の貿易の關係ですが、アメリカから日本が買つておる輸入は十二億六千万ドルほどだと思ひます。それから反対にアメリカが日本のものを買つておるものは、いわゆる輸出は五億五千万ドル、そうすると日本は倍以上のものを買つておるわけだ。にかかわらず、何とかかんとか理屈をつけて日本の製品をボイコットしてきておる。これに對して、一対一の取引として、なぜこちらが買つただけのものはお前さんの方を買つてくれと、こゝろ言えないのか。そして、買つてくれなければ、こちらがそちらから買つておる鉄鉱石とかあるいは石炭、そういうものは近くから買つて、こゝろいうような交渉はできないのかどうか、そういうことをやるお氣持があるか、お伺いいたします。

○藤山國務大臣 アメリカに對して一対一の輸出入の状態に持つていくことが日本として必要であるということ、は、強くアメリカに申しております。なお、輸出振興の見地から見まして、またたいたいまお話をいたしましたような対米外交の見地からいまして、日本の原材料の輸入仕入地というものの對して、国内産業ベースを十分に御検討願ひますことは、私は必要なことだと思ひます。

○田中(武)委員 もう一つ具体的にわからないのですが、一対一の商売ができるように強く申し入れられたことがあります。あるいは申し入れられたことに對して、向うはどんな態度をとつておられますか。まだ申し入れてなければ、申し入れるお氣持があるかどうか。具体的に一つ……

○藤山國務大臣 この問題については常時話し合ひをいたしておりまして、

日本がこゝろいう対米アンバランスの貿易状態は困るというのを常時強く言つておられます。

○田中(武)委員 強く言つておるのだ、聞いてくれないわけなんですか。聞いてくれないので、どうしようとしておるのか。

○藤山國務大臣 ワシントンの政府におきましては、日本のそういう立場を相理解し、また日本の要求が決して無理であるとは考へておらぬと思ひます。ただ、御承知のように、日本から輸出されるものにつきましては、アメリカの国内にもやはり中小企業の立場で同種の物を製造するといふような人もありまして、従つて、議會等にも、こゝろ本年など中間選挙の時期でもありま

すので、いろいろそういう声が反映もして、いく場合があるわけでありま。それらに對しては、先ほど申し上げましたように、民間有識者に對してわれわれ十分言ひ、同時に、議會の公聴会等におきまして、それぞれ専門家を雇ひ入れ、その他公述人として出席する人たちを通じて、そういう主張をいたさせておるわけでございます。

か、それをもう一つお伺いしたいと思ひます。

○藤山國務大臣 ただいまお話がございましたように、前段の問題につきましても、私どももいたしまして、できるだけアメリカ側のそういう点における理解を深めるように強く言つておるわけでありま。お話のありましたように、アメリカから買つておるものを他の地域に転換するといふような問題については、外務省が、総合的に、貿易振興の立場からいって、アンバランスの、むしろ日本が輸出超過の国からできるだけ原料を買つていようということが望ましいことである。ただ、国内の機械設備の關係その他からいって、必ずしも適当な原料が選取できないといふようないろいろな事情もあろうかと思ひますが、そういうふうな原料仕入地の転換といふことは、やはり国内情勢の上で私は考へていただく必要があろうかと考へております。

第二の、外務省に商務官的なものを置かないかといふお話であります。現在においては、各省から経済専門のそれの方々が来ておられます。しかしながら、同時に、おそらく、ただいまの商務官的といふのは、民間の有能な、そういう経験のある人を採用する

ような制度という意味も含めてのお話だと考へます。私も、そういうことは好ましいことでありまして、將來をもういふことを考へて参りたい。また現在もそういう考へ方、ただ民間のエキスパートの人をそういうふうに採用いたすためには、民間と役所との給与の關係その他もありまして、有能な人をでるだけとらなければ意味がないわけでありまして、なかなか有能な人が得がたいといふようなことが考へられるので、現在各省からそれぞれ専門の方々をお願いして、在外公館の強化もいたしておられます。しかし、ただいま御指摘のような、純粹な商務官的な民間人を取り入れるといふことは、さらに一そう考へて参らなければならぬ、こゝろ思つております。

○田中(武)委員 時間がないのでありますから、一点だけ。これはどなたに質問したらいのか、所管ですと大蔵大臣になるかと思ひますが、この経済基盤強化のための云々といふ法律で、その中に日本労働協会の十五億出す。経済基盤強化の前提といふことについては、私が先ほど申し上げたように、国民生活の安定、収入の確保に、こゝろ言つておる。日本労働協会は前国会で通りましたが、日本労働協会に對しては、われわれは大きな疑問を持つておる。経済基盤強化云々といふ中に、日本労働協会といふものを指定し、この法人を作つて十五億円出すといふことを考へてみると、何だか労働者の労働組合運動を抑えるといふか、抑圧していくといふか、何かかつての産報的な行き方をとつて、労働運動に水をさす、そのことが経済基盤強化の一つの大きな柱であるといふこと

を考へておられるというように、これでは受け取れるのですが、いかがでしょう。

○佐藤國務大臣　經濟基盤強化は、特に基金である性格に実は重点を置いておるのであります。基金を設定するものに格好なものと、言うと言葉が不真当であるかわかりませんが、必要だと考えられるものとして、五つばかりそこに出ておりますが、その中に労働協会というものが出ておるのであります。

労働協会自体については、前国会で法律が制定されましたので、これは重ねて御説明申し上げます。私どもも、どこまでも組合の健全な発達あるいは正当な活動ということについて、弾圧するような考え方は毛頭持っておりません。この一事だけは明確に申し上げることが出来ます。これを申し上げます。してお答えいたします。

○田中(武)委員 彈圧する考えは持つておらないというのですが、現に起つていゝ事態が、公正に見ればどつちへ軍配が上るかということ、国民はよく知つておる。ここで農林漁業、中小企業、貿易という、こういうものが一応経済基盤強化のために必要だと思われる。これ自体がいいとは思いませんが、そういう項目を掲げておられる。そこへ労働協会とくうくと、労働協会というものを作つて、先ほど言つたように、われわれは、これは運営にもかかつておりますが、下手をやると、かつて産報的な、労働組合運動に水をさすような動きをするのではなにか、このようにすら考えております。そういうことが経済基盤の一つの柱だというように考えておられたら大へんだ、こういうように思うわけであります。

○佐藤国務大臣　ただいまお答えしたように、基金という点に特に重点を置いて、これを取り上げておるのであります。どうか、労働協会の今後の育成、活動については、色めがねをおかかへないで、私どもも皆さん方と一緒に、なつて、りっぱな労働協会を作りたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○早川委員長 岡田春夫君の質疑を許可いたします。

○岡田委員 二、三お伺いをしたいのですが、先ほど松平君の質問については、私も伺いたいと思つておつた点がだいぶありまして、その点は重複を避けますけれども、藤山外務大臣の答弁を伺っていると、東南アジアの開発基金の使い道については、年度内に何か見通しがないような感じがする。見通しがないのに予算に計上したとするな

らば、これは財政法上疑義が起つてく
ると思うのだが、年度内にこの五十億
円の金を使い東南アジアの開発に対す
るめどというものが無いことが明らか
になっているのか、あるいは、あると
いう点がはっきりしておらない限りに
おいて、財政法上問題があると思うの
ですが、この点はいかがですか。

○藤山國務大臣 われわれ年度内にできるだけそりいりものを使えるような立場にやるようにという見通しのもとにやっておるわけです。

○岡田委員 それでは、何か具体的な準備が進んでおりますでしょうか。

○藤山國務大臣　現在、それらにつきまして、常時いろいろな構造をめぐらしながら折衝をしております。

○岡田委員　構想がいろいろあって、初め岸さんの考えられた構想と現在の

構想だいたいぶ違ってきているようです。そういう構想が違ってきているならば、どういふ構想で進められておられるのだということはつきりされないと、われわれ予算を通じ、今この法案を審議するにおいて、財政法上の観点からいきましても、だいたいこれは問題があると思うんですが、具体的に構想がある

をもう少しお伺いをいたしたい。

○藤山國務大臣 私どもは、総理が初

め打ち出された構想に沿うていろいろな案を作つて参りました。しかし、先ほどから御議論もありましたように、東南アジアを中心にしてこれらのものができて参りますれば、小規模でもそういう形のものを作つて参りたい。必ずしも初めから大構想を必要としないと思います。また、内容等につきましても、必ずしも大きな融資をするような

機関でなくとも、あの構想の中にありますような技術援助方面の問題に対して、資金面にもいろいろな考慮を払うという問題も考えられます。そういう面に具体的な設定方法ができる可能性があるということを考えながら進めておきます。

○岡田委員　先ほど答弁の中で、アメ

リカのひものつかないという、こういうことを言われましたが、そのひものつかないというのは、具体的にどういうことを意味していますか。

○藤山國務大臣　ひものつかないとい
う言葉はしょっちゅう岡田さんから言

われておりますので、あるいはそういう意味で使ったのかもしれませんが、東南アジアの方面の方がよくそうい

う言葉を一面では使われるわけであり
ます。これは、いろいろな意味におい

て、軍事援助的なものを別にしまして、相当こまかくいろいろな点を注意してくるといのが、パイラテラルの場合にあり得るのであります。マルティラテラルでありますれば、そういう問題は避けられるのじゃないかと思えます。

○岡田委員　今御答弁を伺っている、ひものつかないという意味では、

社会党の主張に完全に同調する、こう
いうようにわれわれは藤山さんの御意

見を解釈して参りたいと思いますが、そこで、ひものつかないということ、単に軍事的な意味でひもと言われるような問題だけでなくして、今これから東南アジア、その他のアジア、アフリカ諸国に重要なことは、経済的な支配のもとに屈せられるような状態にならない、こういう関係を作るといふこと、こういう点が私は重要だと思ふん

ですが、東南アジアの開発基金が現在思うように進んでおらないということ、今藤山さんの言われたように、今度の岸構想なり藤山構想というものは、何かそのうしろにアメリカがいるんじゃないか、アメリカの金を使つて、ひもをつけていくんじゃないか、これは、軍事的な点はもちろんのこと

と、経済的なそういう支配関係ができ
てくるんじゃないか、こういった点を
懸念しているんだと思うんです。そこ
で、先ほど第二世銀の話も出たのであ

りますけれども、私は今日の国が非常に考えなければならぬことは、日

中關係の問題からも出ておりますように、日本の資本主義が戦後において急速に復活をして、アジア、アフリカの

地域において帝国主義的な支配をするのではないか、こういう点に対する警

戒が非常に強いと私は思う。これはアメリカのひもつきであつて、そういう支配の關係を懸念すると同時に、日本の國自身のそういう帝國主義的な支配ということを懸念してゐる。そういう点が東南アジア開發基金を前進させないような原因になってゐるのではないかと私は考えるのですが、こういう点についてどういふような御配慮が行わ

れておるか、こういう点を伺つて参りたいと思います。

○藤山國務大臣　こうした基金的な構想をやります場合に、日本だけが基金の運営に当るといふようなことは、私も初めから考えておりません。やはり加盟しておりますアジアの諸国から役員も出、その役員会と申しますか、理事会と申しますか、そうしたようなことで運営全体を相談をしていくという立場で考えておるわけでありまし

て、必ずしも日本だけが基金の運営に当るといふようなことを考えておるわけではありません。

○岡田委員　そこで、そういうような構想でほんとうに進められるという御意思ならば、日本が中心になって東南アジア開発基金制度というものを提唱しなくとも、従来アジア・アフリカ諸

国間において構想をされておるものに対して、この五十億円の金を使っていく、こういう点についても考慮してみてもよろしいのではないか。何か、こういう点については、日本は考へてい

東南アジア開発基金制度以外にはこの金を使わないのだ、そういふよりなお

らば、この金を使ってもいい、こうい

うようにお考えになっておるのですか。その点をお伺いしたい。

らのものを清算することが必要であらうというところでこの問題を取り上げたことは、前の委員会でも御説明申し上げた通りであります。

○岡田委員 賠償との関係においてこれは解決されたのであらうと思うのですが、それならば、賠償協定の明文上において、焦げつき債権の問題をどうするかというこの明文上の規定がなければならぬはずなんだ。それが無いということを私は何っているのです。私ここに賠償協定を持ってきておりま

すが……。

○藤山國務大臣　これは、たびたび前の委員会でも御説明申し上げましたように、賠償協定とは別でありまして、賠償が解決いたしました時期にこの問題を解決した、こういうことであります。

○岡田委員　時期に解決したというお話ですが、そうすると、岸さんがインドネシアに参りましたあのときに話を付けたのですが、實際問題として賠償額からこれを差し引いているわけですね。そういう関係ではないのですか。

○藤山國務大臣　インドネシアと日本との賠償関係の話し合いというものは、紆余曲折いたしております。従いまして、過程におきましていろいろな

議論は出たと思いますが、最終的には今私が申し上げましたような方法によって解決されたと思います。

○岡田委員　そうすると、少くとも条約上全然別個のものとして扱わべきである、このような解釈ですか。

○藤山國務大臣　さようでございませう。

○岡田委員　賠償問題としてこれは別個なものという御答弁でありますけれども、しかし、事実問題としては、一

緒の交渉の中でこれが一つの条件のような形で出ておつたことは事実なんでありま。実際問題としては不可分の関係にあるという事は、お認めにならざるを得ないと思うのですが、この点はどうなんですか。

○藤山国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、賠償協定の交渉の経緯において、いろいろな経緯がございまして、また、この問題についての最終的解決は、賠償協定と並行して行われたわけでありまして、その趣旨は、ただいま申し上げましたように、賠償問題も解決し、そうして両国のこれからの正常関係を打ち立てて参りますために、インドネシアの諸般の経済事情その他をあわせて親善関係を保つという上において、過去のそうした問題について一つ清算する方がよいという立場であります。

○岡田委員 私、先ほど、経済基盤強化基金のときにも、ちょっとさういふ考え方について申し上げたのですが、特に日本の賠償は、フィリピン賠償以来、賠償の本質というものは変わってきていると思うのです。こういう点がアジア・アフリカ諸国からも帝国主義的な支配という事を懸念されている大きな原因になってきている。というのは、従来平和条約十四条に基づく賠償というものは債務賠償に限られている。それにもかかわらず、フィリピン賠償以降において資本財賠償という概念が入ってきている。このインドネシアの焦げつき債権に関連する賠償は、やはり資本財の賠償というものが入っているという点において、私は非常に問題があると思う。大体平和条約第十四条の違反じゃないかと私思うのですが、

ちやうど条約局長も見えておられるので、解釈上この点を明らかにしたい。

○高橋(通)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の点は、まことに当初より非常に問題点であつたことは御承知の通りでございます。そこで、御指摘の通り、第十四条の第一項におきまして、「生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を」云々とあることがありますが、役務というのを厳格に解釈すれば、あるいは御指摘の通りのサービス役務だけに限るといふ解釈も、一つの解釈の仕方として成り立つと思つております。しかし、これをそれほど厳格に解するよりも、むしろ役務が、やはり生産物に役務を加えて出てきたもの、すなわち生産物と申しますか、役務がそれに加わつたというふうに考えますと、生産における役務というふうに考えますと、やはり生産財を入れることも、その程度の拡張解釈と申しますか、その程度の解釈もあるいは可能ではないかというふうに考えている次第でございます。なかならずその末項に「外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならぬ。」というふうに、ここに一つの条件、制限が加えられておりますが、これから考えましても、もしも外国為替上の負担、すなわち原材料が外国から来るといふ場合には、やはりそれにサービスを加えて、そこできき上りました生産物、資本財といふのは、これに含まれるというふうに解釈しても、決して不当ではないというふうに考える次第であります。

○岡田委員 今の解釈は私は非常に不当だと思うのです。不当だと思うことは、平和条約が出されたときに、当時の西村条約局長が解釈をはつきり出しているわけですね。その当時の条約局長の言っていることによつて私は説明したいと思つたのですが、西村条約局長ははつきり言っている。その当時の解釈は、「役務の内容が原材料に対して加工をする賠償、いわゆる生産加工賠償でありました場合には、日本に外貨の負担を課さないように、原材料は賠償要請国が供給しなければならぬ。」云々といふことになっております。

云々といふことでは、この役務を拡張解釈してはならないといふ点を、西村条約局長はあらゆる面において表わしていると思はれます。特にわれわれが注意しなければならぬことは、日本本文の条文中には不明確に見える点があります。しかし、英文の面を見ると、これは非常にはつきり出ている。すなわち「ザ・サービーズ・オブ・ザ・ジャバニーズ・ビープル・イン・プロダクション」となっております。生産の中の役務といふことがはつきり出ているわけでありまして、生産物それ自体の賠償といふことはありつけないわけでありまして、こういう点は藤山さんも十分はつきりしてあらわれないと、条約上から見ても、平和条約に違反している行為が行われておる。こういう点はやはりはつきりしておいていただかなければならないという点が一点。これは大臣に伺つておきたい。

○岡田委員 藤山さん、そういうことを言うとはますますよくないのです。あなたはずっとさうな臨んでしまつたことになりまして、おやめになつた方がいい。というのは、うしろの方に、ただし書きで、高橋さんが言つ

ていうやり方が実はあるわけなんです。イタリアの賠償の実施方針を見ると、これがはつきりしている。イタリアの方式といふのは、こういふようになっていて、イタリアの方式は、生産物に含まれた役務を生産物として相手国に出す、そのかわり、いわゆる勘定の項目の中に原材料の分を経費として換算して差し引いていくのです。外国から入っている原材料の分をいわゆる勘定の項目から差し引いていく。そうなるとうち、役務の分だけが賠償額になるといふことがはつきり出てくる。ところが、日本の場合には、賠償に關する条約の規定があるにもかかわらず、生産物の賠償をこの中に含めようといふようなことは、私は十四条に對して明らかに違反していると思つた。先ほどの高橋条約局長のようなやり方を含むのだというお考えだとするならば、イタリアのとつてはさういふやり方という方式をはつきりすべきであると思はれるのですが、さういふ点はいかがですか。

○佐藤国務大臣 技術的なことでございますので、事務局から申し上げさせていただきます。

この点は、前の国会でも申し上げましたように、現在の外為資金特別会計法によりまして、これは三条に明らかであります。一般会計から出資をもつて成り立つておる。つまり一般会計から区分計算しておる会計だ、さういふふうに規定しております。なお、そのあとに、たしか外為法の五条だつたと思ひますが、外為会計においては、外貨を保有、運用するといふことになつております。そこで、次に考えてみますと、外為における収入支出の損益計算、これはさつき申し上げました売買に伴う損失であります。経費であります。結局、今申し上げましたように、資金を歳入歳出として減らすという道は、今の特別会計にはないのであります。その成り立ちが、第三条によりまして一般会計から繰り入れられており

問題じゃございません。事務的な問題
でもできることであります。

約束ができております。これは現在のところ五月末一千六十万、これはスイ

りますから準備をしておいてもらいた
いのですが、そこで外国為替資金特別

と、日本の外国為替管理というものはアメリカの映画によって混乱させられ

かについてあまり詳しくわかっていないために、ごく一部の人の考えているような方向に、これがきめられようとして

いる。民間の人の中のある一部の人、必要があれば名前を言ってもいいのですが、そういうようなことによつて事実上アメリカの映画によつて混乱されている、日本の外国為替の問題が依然として解決ができないというのが、今日の状態なんです。というのは、民間の人というのは、アメリカ筋と結びついて、そういう混乱を続けさせようとしている意図があるからだ、客観的に言うと。名前を言ってもいいのです。ある大映画会社の社長であります。佐藤さんだ、いふその人と関係が深いのじゃないかと思うので、その人の言うなりになるのじゃないかと思つて、私は心配しているのですが、こういう点はどうでございますか。

○佐藤國務大臣 たいだいま外国映画のお話でございます。これはたいだいま為替局長が担当いたしておりますから、為替局長が話すがいいかと思ひます。私が指示いたしておりますことは、対アメリカとの関係、またもう一つは業者間におきましていろいろの問題があるやに伺いますので、こういう点が公正に扱われる、そういう意味で為替局長に問題を扱わせております。従つて為替局長から説明させていただきます。

○酒井政府委員 たいだいまの点につきまして補足して御説明申し上げます。先国会でいろいろ問題が提起されました。私ども、こういう問題を十分尊重いたしまして、委員会のメンバーに諮りまして、その上で成案を得たいと思つております。もう近日中にきまるのじゃないかと思ひます。それから、先ほどお話のありました新メンバー

はあまり御存じない方じゃないかというお話でございますが、これはいづれもりつぱな方でありまして、前後三、四回、従来の経過、それから映画の問題その他をよく聞いていただきまして、みんな非常にりつぱな方でありまして、意見によつて動かされるというところは私はいり得ないと思つております。いづれにいたしましても、その後、国会の御意見のほかに、各方面からいろいろ御意見がございまして、それらを参酌して、できるだけ早い機会に適當な解決をはかりたいと思つております。

○岡田委員 先ほど焦げつき債権に關係がないというような意見も出ています。や、やはり外国為替全体を管理する方式として、こういう混乱が起つてくることについて指摘しておかなきゃならぬと思つております。というところは、一つこの問題があるのですが、外務省の経済局長が見えておられますけれども、日ソの通商条約に基いて、映画を輸入するためのいろいろな協定が文章上明文化されておるのであります。ところが、条文中明文化されておるのに、為替の關係においてこれを押えて実行させないようになっている。そうすると、これは佐藤さんと藤山さんによく覚えていただかなきゃならぬことになるわけですね。条約に違反することになるわけですね。そういうことは、やはりこの条約上の明文上の問題について、為替上においても何らかの考慮が行われなければならないと思つて、そういうことがいけないうらば、条文中明

文化することをやめたいので、やはり条文中明文化して両国間にはつきり合意されたものがある限りにおいて、為替の操作においてもそういう点にやはり余地を与えていくように私はしなくちゃいけないと思つて、この点は佐藤さんどうでございますか。

○酒井政府委員 たいだいまのお話であります。条約、協定等に基いてきめられておることにつきましては、為替の割当ももちろんその方針に沿つてやらなければいかぬと思ひます。たとえば、さつきアメリカ映画の話がありました。日米通商航海条約では、アメリカ人が日本で活動いたしますと、内国人待遇になります。これは条約上の規定でございますから、それに違反するようなことはできない。それは為替の管理でございますから、いろいろ管理の態様がございまして、条約上たえは無差別にすることという場合には、もちろんそれは尊重して差別待遇はできないというところになっております。

○岡田委員 私の伺つたのはもう少し具体的な問題で、ソビエトの場合は条文中の問題がはつきりしておるわけですね。経済局長をうてしよ。はつきりしておるのなら、その点をはつきりしてもらわぬと困るのです。

○半場政府委員 ソビエトの協定に映画という項目があることは事実であります。これは個別のシングル・クォータを与えておるわけじゃありません。これは協定のときにはつきり向う側に説明したわけでありまして、これは要するに、ほかのイギリスとかドイツとかフランスとか、そういう国の映画と平等の立場でもって日本のマーケットで競争するというチャンスを与

えただけあります。これは大蔵省の割当のシステムにドルと非ドルとあるわけですが、その非ドルの範囲内におきましては、ソビエトの映画は十分競争する余地が与えられておるわけです。この点は十分向う側も了解してくれてゐるものと私たちも思つております。

○岡田委員 競争の余地を与えるために明文化したなんていう、そんな話はないですよ。明文がなくとも競争の余地は幾らだつてあるでしょう。あれは特別の条約に基いて両国間の映画を交流させる目的によつて、あつて、それを全上の規定をしたのであつて、それを全然排除するようないことが事実上為替管理上行われてゐるから、こういう点については大蔵大臣からはつきり答弁して下さい。大蔵大臣、条約違反になるかどうかの問題は、やはり局長ではなくて、大臣から政治的にはつきり答弁してもらいたい。

○佐藤國務大臣 ソ連映画は、支払います際には、具体的にはポンドで決済しておると思つて、従つて、今支障を来たしておるとは私考えておりません。具体的な問題につきましてはよく研究してみます。

○早川委員 これにて本連合審査会を終了いたします。
午後二時二十一分散会